

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業政策局企業行動課)

項目名	印紙税の在り方の検討								
税目	印紙税								
要望の内容	<p>印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>一 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(一 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改 正 増 減 収 額)</td> <td>(一 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	一 百万円	(制度自体の減収額)	(一 百万円)	(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)
平年度の減収見込額	一 百万円								
(制度自体の減収額)	(一 百万円)								
(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（5万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。 ② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。 ③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。 <p>上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することが必要である。</p>								

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
	有 効 性	同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	相 當 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成22～令和6年度要望で検討事項として要望。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業局企業行動課)

項目名	企業における寄附の促進に向けた環境整備の検討						
税目	法人税						
要望の内容	<p>企業による寄附の促進に向けた環境整備を、諸外国の状況も踏まえながら、我が国の実態に応じて検討する。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td><td>－ 百万円</td></tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td><td>(－ 百万円)</td></tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円						
(改正増減収額)	(－ 百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業が寄附しやすい環境整備を検討し、公益的な活動の一層の活性化を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国における企業による寄附は、その寄附の対象ごとに、一定の限度額の範囲で損金算入が可能となっているところ。</p> <p>企業による社会的責任（CSR）を考えるうえで、企業による公益的な活動の一層の活性化が重要であり、我が国における企業による寄附の促進に向けた環境を検討することが必要である。</p>						

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	企業が寄附しやすい環境整備を検討することにより、国内経済の活性化を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相 當 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
	相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	新規要望。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業政策局企業行動課)

項目名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備				
税目	—				
要望の内容	<p>申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。</p>				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td><td>— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</td></tr> </table> <p>(1) 政策目的 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (1) DX (略) (デジタル・ガバメント) 我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画28等に基づき、行政のデジタル化を推進する。 (略) また、マイナポータルの活用等により、税務・社会保障を始めとする各種手続に必要となるデータの連携を拡充するなど、国民の利便性向上と行政の効率化を推進する。</p>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)				

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況		—
			—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性		—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	継続要望

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課)

項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	
税目	所得税 租税特別措置法第10条の4 租税特別措置法施行令第5条の5の2 法人税 租税特別措置法第42条の11の2 租税特別措置法施行令第27条の11の2	
要望の内容	・適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで） ・地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野（仮称）」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。 ・地域経済牽引事業計画の期間内（最大5年以内）に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (▲10,800百万円) (一 百万円)

(1) 政策目的

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業における設備投資を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。

(2) 施策の必要性

我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。

本税制措置においては、これまでに3,200件以上の地域経済牽引事業が主務大臣による課税特例確認を受けたところであり、これらの事業により見込まれる設備投資は、今年度までに9兆円以上に及ぶ。

さらに、本税制措置を活用した事業者は、活用していない事業者と比較して、特に従業員数や売上高、給与総額、域内仕入額について有意な政策効果があつたことが分かっている。全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、これらの点も踏まえると、本税制措置の適用期限を延長し、引き続き、地域経済牽引事業における設備投資を一層促進することが必要である。

また、人口減少の急激な進展に伴う地域経済の衰退を勘案すると、地域に根付く重要産業の成長を一層促進し、地域経済の基盤強化を図らなければならない。労働力不足や地方財政の逼迫など様々な課題を抱えるなかで、こうした重要産業を対象とした重点的な設備投資の促進が求められる。なお、地域の主体的かつ計画的な取組において、こうした重要産業の重点的な振興を図ることは、地域の成長発展の基盤強化を目的とするものであり、地域未来投資促進法の趣旨とも整合的である。

さらに、本税制措置では、最大80億円までの機械・装置等の設備投資を対象に税額控除等を行うことができるが、全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、一般的に投資規模が大きくなればなるほど設備投資の完了までに要する期間は長くなる。加えて、昨今の資材不足等に起因し、調達時期の遅れが課題となっていることや、深刻な産業用地不足から、農地や市街化調整区域における土地利用転換手続きを踏まえた用地の確保・設備投資を行う事業者が増えていることなどを勘案すると、従来の租特期間の2年間以内に設備投資を完了できないケースが多い。

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け 合理性	<p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p> <p>○地域未来投資促進法</p> <p>第一条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的效果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024[令和 6 年 6 月 21 日閣議決定]</p> <p>第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行</p> <p>2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な絏済社会に向けて (地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の形成)</p> <p>2050 年にかけて、都市部では高齢人口が増加する一方、地方部では人口減少が深刻化するなど、人口動態の変化の現れ方は自治体や地域ごとに異なる。また、老朽化により更新時期を迎えるインフラ・公共施設が一斉に増加するとともに、人口減少の更なる進展に伴って、担い手不足や一人当たりでみた公共サービス維持のコスト増が顕在化し、個々の自治体だけでは持続可能性を確保できない地域も出現する可能性がある。こうした中で、国全体の急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策と地域の人口減少や東京一極集中に対応する地方創生の取組を政府一丸となって強力に推進して、人口の自然減・社会減に対応し、地域の特性や魅力をいかした自律的な地域社会を創出していく。公共サービスやインフラ維持管理の広域化・共同化を進めるとともに、DX や新技術の社会実装により地域機能やサービスの高度化を図り、新しい生活スタイルへ移行させていく。</p> <p>(ビジョン達成に向けた政策アプローチ)</p> <p>③EBPMによるワイスペンドィングを徹底しつつ、将来の成長につながる分野において、官民連携の下で民間の予見可能性を高める中長期の計画的な投資を推進とともに、歳出改革に取り組み、金利のある世界に備え財政の信認を確保する。</p> <p>第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>5. 地方創生及び地域における社会課題への対応</p> <p>(1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開</p> <p>急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するためにには、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長につなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図る。</p>
	政策の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)】

	租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年度末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和4年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
	要望の措置の適用見込み	精査中。
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなり、地域経済の基盤強化が期待される。 また、人口減少が急速に進み、地域経済の衰退が予想されるなかで、地域において重要な位置付けを占める産業やまさに成長途中にある産業を対象に、大規模な設備投資を促進していくことで、地域経済への強い波及効果が期待される。さらに、この際、地方公共団体においても、当該産業の振興に関する計画を策定する等の関与が求められることから、これまで以上に地域経済への波及効果が期待される。
	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、 ①青色申告書を提出する個人または法人が、 ②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画

		を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>地域未来投資促進法の施行日（平成 29 年 7 月 31 日）から令和 6 年 5 月 31 日までの間に、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業は、3,470 件である。</p> <p>①減収額実績 <特別償却> 平成 30 年度 9 億円 令和元年度 15 億円 令和 2 年度 22 億円 令和 3 年度 24 億円 令和 4 年度 22 億円</p> <p><税額控除> 平成 30 年度 41 億円 令和元年度 67 億円 令和 2 年度 83 億円 令和 3 年度 91 億円 令和 4 年度 86 億円</p> <p>②適用事業者数 <特別償却> 平成 30 年度 73 件 令和元年度 136 件 令和 2 年度 151 件 令和 3 年度 143 件 令和 4 年度 141 件</p> <p><税額控除> 平成 30 年度 112 件 令和元年度 162 件 令和 2 年度 185 件 令和 3 年度 223 件 令和 4 年度 222 件</p>
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		<p>①租税特別措置法の条項 ②42 条の 11 の 2、68 条の 14 の 3</p> <p>②適用件数（令和 4 年度） (1) 特別償却 141 件 (2) 税額控除 222 件</p> <p>③適用額（令和 4 年度） (1) 特別償却 253 億円 (2) 税額控除 86 億円</p>
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		<p>本税制措置の政策効果を検証するため、平成 30 年から令和 2 年に、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群（以下「処置群」という。）について、売上高・従業員数・給与総額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>②「差の差」の手法による政策効果の特定</p>

	<p>各指標について、(a) 処置群における本税制措置に係る課税特例の確認を受けた前後 4 または 6 年間の差分と、(b) 対照群における同期間の差分を計算した上で、(a) と (b) の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、各指標について有意な政策効果が生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。</p>
前回要望時の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年 2%以上（令和 2 年度～令和 6 年度幾何平均）[第 2 期「まち・ひち・しごと創生総合戦略（2020 改訂版）】
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 4 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
これまでの要望経緯	<p>平成 29 年度：創設 平成 31 年度：延長・拡充（※1） 令和 3 年度：延長・拡充（※2） 令和 5 年度：延長・拡充（※3） 令和 6 年度：拡充（※4）</p> <p>（※1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。</p> <p>（※2）課税特例の要件の客觀化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靭化に資する事業を新たに支援することなどとした。</p> <p>（※3）対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した。</p> <p>（※4）産業競争力強化法で定める特定中堅企業を対象に、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業における機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課)

項目名	産業用地整備促進税制の創設		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、地方公共団体による用地整備と同様に、地方公共団体が連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益に対して所得控除を設ける産業用地整備促進税制を創設する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (- 百万円) (- 百万円)	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性 国内の立地計画を持つ事業者の割合が増加傾向にある一方で、全国の分譲可能な産業用地面積は、産業用地の造成が分譲スピードに追いついていないこともあり減少している。そのため、新規立地や事業拡大に意欲のある企業に対し、ニーズに合った用地を用意できていない。 産業用地造成は、地方公共団体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、用地造成に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、造成に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、地方公共団体主導の産業用地造成が難しい状況になりつつある。そのため、今年度、経済産業省では、産業用地整備に係るノウハウや事例を整理したガイドブックの作成、地方公共団体職員向け伴走支援事業といった取り組みを開始し、地方公共団体の産業用地整備への支援を強化しているところ。 また、地方公共団体においては、造成に関するノウハウが蓄積され、技術的見地が補完できる民間事業者と連携することで、迅速な産業用地造成につながることから、国内立地計画を持つ事業者のニーズに対応すべく、民間事業者と連携し、産業用地造成を行う動きが活発になっている。国内投資の重要性が増している現在において、国内投資拡大の機会を逃さないために、民間活力を活用した産業用地造成を促進する必要がある。</p> <p>しかし、用地造成に際し、地方公共団体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合には同様の措置がないことから、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生している。今後、地方公共団体と民間事業者が連携した産業用地造成事業が増加することが見込まれることから、産業用地の造成を促進するべく、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合においても、税制優遇が必要である。</p>		

今回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～</p> <p>2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化</p> <p>(2) 中堅・中小企業の稼ぐ力</p> <p>工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靭化に取り組む。</p>
		政策の達成目標	企業が投資を行うための下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	検討中
	有 効 性	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	一
	相 当 性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>近年、迅速な開発、開発ノウハウや技術的見地の補完の観点から、従来の地方公共団体独自の開発ではなく、地方公共団体が民間事業者と連携した産業用地整備が増加。令和6年6月に経済産業省が実施した調査では、今後産業用地を造成する際に、民間事業者と連携したいと考えている地方公共団体は約86%であり、今後官民連携による産業用地整備の更なる進展が見込まれる。</p> <p>他方、現行制度では、産業用地整備において、地方公共団体が土地を取得する場合は地権者に対して所得控除が設けられている一方、地方公共団体と連携した公益性の高い事業であっても民間事業者が土地を取得する場合は地権者に対する所得控除が設けられておらず、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生。今後、官民連携による用地造成の増加に伴い、こうした問題の増加も見込まれる中で、公益性のある産業用地整備において民間事業者が土地を取得する場合に、地方公共団体が土地を取得する場合と同様の措置を講じることは、地権者交渉の円滑化や迅速な産業用地整備に有効である。</p>
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方公共団体が地権者から土地を購入する場合や、土地区画整理事業として民間事業者が地権者から土地を購入する場合などの譲渡所得の特別控除について規定されている。(租税特別措置法「第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除」)

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	一定の要件を設けた上で、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることは、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与し、政策手段として有効かつ妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業政策局投資促進課)

項目名	外国子会社合算税制の見直し						
税目	法人税（租税特別措置法第66条の6～9） 所得税（租税特別措置法第40条の4～6）						
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税は、我が国でも令和5年度税制改正にて所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）の法制化が行われ、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024年4月より適用が開始された。さらに、OECDにて実施細目の議論が継続している論点等については、令和7年度税制改正以降での法制化が検討されている。こうした状況に鑑み、グローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、外国子会社合算税制における事務負担の軽減のための手続き等の簡素化等を行う。具体的には、外国子会社合算税制の対象となる企業の判定方法の簡素化、外国子会社合算税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理、申告実務の見直し等について検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">一 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(一 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(一 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	一 百万円	(制度自体の減収額)	(一 百万円)	(改正増減収額)	(一 百万円)
平年度の減収見込額	一 百万円						
(制度自体の減収額)	(一 百万円)						
(改正増減収額)	(一 百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応として、2021年10月、OECD/G20 BEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）において2つの柱（市場国への課税権配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>このうちグローバル・ミニマム課税については、各国で法制化作業及び制度の実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われるとともに、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024年4月より適用が開始された。さらに、OECDにて実施細目の議論が継続している論点等については、令和7年度税制改正以降での法制化が検討されている。</p> <p>グローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、外国子会社合算税制における事務負担の軽減のための手続き等の簡素化等を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際合意に基づいたグローバル・ミニマム課税の導入は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるものであり、税制面において日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上に資するものである。</p> <p>他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担が生じること等が見込まれていることから、日本企業への過度な事務負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。</p>						

今回 の要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	政策目標の達成状況	—	—
		—	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—	令和7年度改正以降に見込まれるグローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の事務負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>平成 22 年度 拡充 (合算対象を判定する租税負担割合(トリガー税率)の引下げ(25%→20%)) (統括会社特例の導入)</p> <p>平成 25 年度 拡充 (無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し)</p> <p>平成 27 年度 拡充 (被統括会社の範囲の見直し) (税務申告時の別表添付要件の見直し)</p> <p>平成 28 年度 拡充 (外国税額控除の適正化)</p> <p>平成 29 年度 拡充 (外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入) (航空機の貸付けの取扱いの見直し)</p> <p>平成 30 年度 拡充 (日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し) (その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し)</p> <p>令和元年度 拡充 (ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)</p> <p>令和 2 年度 拡充 (部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し)</p> <p>令和 5 年度 拡充 (特定外国関係会社の適用免除基準の見直し) (書類添付義務の見直し)</p> <p>令和 6 年度 拡充 (ペーパーカンパニー特例の見直し)</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業政策局投資促進課)

項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
税目	法人税（法人税法第82条～第82条の10、150条の3） 地方法人税（地方法人税法第24条の2～第24条の8）		
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応として、2021年10月、OECD/G20 BEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年10月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。今後は、多数国間条約の署名や国際的な発効目標も踏まえて、多数国間条約等の規定を国内法制化することが想定される。その際には、OECDでの議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、各国で法制化作業及び制度の実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われるとともに、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024年4月より適用が開始された。</p> <p>令和7年度以降の税制改正における軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る更なる法制化を踏まえ、日本企業の事務負担軽減のため、国際ルールに合わせた制度の簡素化・明確化等を行う。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ (－) (－)	百万円 百万円 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする	(1) 政策目的	<p>国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に伴う新たな課税上の課題等に対応した措置を講ずるため、2021年10月、OECD/G20 BEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年10月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、各国で実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024年4月より適用が開始された。</p> <p>今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や、グローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化や改正作業を踏まえ、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業の過度な事務負担とならないようになるとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。</p>	
	(2) 施策の必要性	<p>OECD/G20を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化等の作業は、日本企業と外国企業の公正な競争環境の確保、及び国際的な租税回避の防止に資するものである。特にグローバル・ミニマム課税は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるという意味をもつ。</p>	
今回の要望（租税特別措置）に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフッティング、我が國立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	当該要望項目以外の租制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化やグローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化を踏まえ、日本企業への過度な負担とならないよう、国際ルールに合わせて制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	令和5年度 令和6年度	新設 拡充	(グローバル・ミニマム課税の導入) (グローバル・ミニマム課税の改正)
---------------	----------------	----------	--

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省経済産業政策局投資促進課)

項目名	租税条約ネットワークの拡充		
税目	—		
要望の内容	<p>日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的	
	<p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、課税権を決定する重要な指標である PE (Permanent Establishment : 恒久的施設) の認定範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない、等の課題がある。</p> <p>また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等が BEPS プロジェクト最終報告書の本来の主旨に反して、制度改正等を実施する場合には、不適切な課税が助長されることが懸念される。</p> <p>加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。</p>	
(2) 施策の必要性		
<p>租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の源泉税率の上限の設定や、PE の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業の投資予見性の拡大、進出先国における利益の我が国への還元の促進や、進出先国での課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。</p> <p>日本企業の海外投資が積極的に行われている現在において、日本企業の進出先国における事業環境、投資環境のイコールフッティングを確保し、整備していくことが大きな課題である。</p> <p>また、我が国に進出、投資を行う海外企業や外国人にとって、我が国へのさらなる投資拡大を促進する観点から、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。</p> <p>このため、引き続き、投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、交渉相手国の選定について具体的な検討を行い、近年の経済情勢の変化に対応した租税条約の新規締結、改正による質的・量的な租税条約ネットワークの拡充を推進していくことが必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等が見込まれる。
	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

前回要望時 からの達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	<p>令和 6 年 8 月 1 日現在、我が国は、81 カ国・地域との間で租税条約等（※）を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。</p> <p>※二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる「租税条約」）及び「日台民間租税取決め」</p>
これまでの 要 望 経 緯	平成 25 年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省 イノベーション・環境局 総務課 産業技術法人室)

項目名	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	
税目	所得税（所得税法第42条第1項、同施行令第89条第1項第2号・第3号・第4号・第5号） 法人税（法人税法第42条第1項、同施行令第79条第1項第2号・第3号・第4号・第5号）	
要望の内容	<p>法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号（業務の範囲）、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条第1号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第31条第3項第1号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。）の適用対象に加えて国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号の2に基づく補助金をその適用対象に加えるとともに、当該助成金等の適用対象に令和7年度等の新規補助事業を追加する。</p> <p>＜令和7年度等新規補助事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業 ・低炭素型デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業（仮） ・太陽光発電共創推進技術開発（仮） ・GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業 ・水素利用拡大に向けた基盤強化のための研究開発事業（仮） 	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲353 百万円 (- 百万円) (- 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	
	(2) 施策の必要性 国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等に支障をきたすことになる。そのため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号」及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号」に基づくNEDO補助事業等）については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不算入が認められているところであるが、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に追加した規定（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号の2）に基づく補助事業の追加が見込まれるため、本税制において当該補助事業を適用対象とすることが必要。	
今回の要望（租税特別措置）に関する事項	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
	政策の達成目標	研究開発の促進及びこれらの技術の利用促進等の業務を行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の一層の促進を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
	有効性 要望の措置の適用見込み	—

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—																				
	当該要望項目以外の税制上の措置	—																				
相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	—																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減収額（経済産業省試算） <table> <tbody> <tr><td>平成 27 年度 :</td><td>712 百万円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度 :</td><td>925 百万円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度 :</td><td>742 百万円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度 :</td><td>1,303 百万円</td></tr> <tr><td>令和元 年度 :</td><td>976 百万円</td></tr> <tr><td>令和 2 年度 :</td><td>1,575 百万円</td></tr> <tr><td>令和 3 年度 :</td><td>3,285 百万円</td></tr> <tr><td>令和 4 年度 :</td><td>165,034 百万円</td></tr> <tr><td>令和 5 年度 :</td><td>37,308 百万円</td></tr> <tr><td>令和 6 年度 :</td><td>94,000 百万円</td></tr> </tbody> </table>	平成 27 年度 :	712 百万円	平成 28 年度 :	925 百万円	平成 29 年度 :	742 百万円	平成 30 年度 :	1,303 百万円	令和元 年度 :	976 百万円	令和 2 年度 :	1,575 百万円	令和 3 年度 :	3,285 百万円	令和 4 年度 :	165,034 百万円	令和 5 年度 :	37,308 百万円	令和 6 年度 :	94,000 百万円
平成 27 年度 :	712 百万円																					
平成 28 年度 :	925 百万円																					
平成 29 年度 :	742 百万円																					
平成 30 年度 :	1,303 百万円																					
令和元 年度 :	976 百万円																					
令和 2 年度 :	1,575 百万円																					
令和 3 年度 :	3,285 百万円																					
令和 4 年度 :	165,034 百万円																					
令和 5 年度 :	37,308 百万円																					
令和 6 年度 :	94,000 百万円																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																					
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—																					
前回要望時の達成目標	—																					
前回要望時からの達成度及び目標に達している	—																					

	ない場合の 理 由
これまでの 要望 経緯	<p>平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。</p> <p>平成 20 年度税制改正 ・省エネルギー革新技術開発事業</p> <p>平成 22 年度税制改正 ・新エネルギーベンチャー技術革新事業</p> <p>平成 24 年度税制改正 ・戦略的省エネルギー技術革新プログラム</p> <p>平成 25 年度税制改正 ・固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発</p> <p>平成 26 年度税制改正 ・低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト ・風力発電等導入支援事業</p> <p>平成 27 年度税制改正 ・未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業 ・次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発事業 ・研究開発型スタートアップ支援事業 ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 ・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発 ・地熱発電技術研究</p> <p>平成 28 年度税制改正 ・インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト ・国際研究開発／コファンド事業 ・クリーンコール技術開発 ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業 ・高温超電導実用化促進技術開発 ・次世代火力発電等技術開発 ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業 ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発</p> <p>平成 29 年度税制改正 ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト ・ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業</p> <p>平成 30 年度税制改正 ・海洋エネルギー発電実証等研究開発事業 ・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発 ・超高压水素インフラ本格普及技術研究開発事業 ・AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業 ・環境調和型プロセス技術の開発 ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業</p>

令和元年度税制改正

- ・超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト
- ・高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発
- ・Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AIシステム開発促進事業
- ・再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発
- ・省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発
- ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・地熱発電技術研究開発

令和2年度税制改正

- ・燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型产学官連携研究開発事業
- ・バイオジェット燃料生産技術開発事業
- ・太陽光発電主力電源化推進技術開発
- ・官民による若手研究者発掘支援事業（産業技術分野）
- ・官民による若手研究者発掘支援事業（エネルギー・環境分野）
- ・次世代複合材創製・成形技術開発
- ・炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発
- ・革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

令和3年度税制改正

- ・水素社会構築技術開発事業
- ・地熱発電導入拡大研究開発
- ・木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業
- ・カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発
- ・5G等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業
- ・航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業
- ・自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
- ・炭素循環型セメント製造プロセス技術開発
- ・安全安心なドローン基盤技術開発
- ・アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業

令和4年度税制改正

- ・産業DXのためのデジタルインフラ整備事業
- ・IOT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発
- ・プラスチック有効利用行動化事業
- ・グリーンイノベーション基金事業
- ・燃料アンモニア利用・生産技術開発
- ・SBIR推進プログラム
- ・次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト

令和5年度税制改正

- ・競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業
- ・チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業
- ・省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業
- ・次世代低GWP冷媒を使用した高効率中小型冷凍空調基盤技術の開発
- ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援）
- ・日本企業のグローバル化推進のための戦略的国際研究開発推

進プログラム事業

- ・量子・AIハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業
- ・サプライチェーン強靭化に資する革新的磁性材料開発事業
- ・IoT社会実現のための革新的センシング技術開発
- ・特定半導体基金事業
- ・次世代ファインセラミックス製造プロセスの基盤構築・応用開発

令和6年度税制改正

- ・再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発事業
- ・ディープテック・スタートアップ支援事業
- ・研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業
- ・バイオものづくり革命推進事業
- ・安定供給確保支援基金事業

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課)

項目名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（エンジエル税制）の拡充		
税目	所得税 租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、第37条の13の3、 第41条の19 租税特別措置法施行令第25条の12、第25条の12の2、第25条の 12の3、第26条の28の3 租税特別措置法施行規則第18条の15、第18条の15の2、第18条の 15の2の2、第19条の11		
要望の内容	スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジエル税制について、その利便性を向上し、更なる利活用を拡大するため、株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長等を要望する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>スタートアップは、社会課題の解決を成長のエンジンとする、新しい資本主義を体現する存在であり、こうしたスタートアップを産み育てる環境を整備することは非常に重要である。これを踏まえ、エンジェル税制について、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資及び起業に対する非課税措置を創設した。さらに、令和6年度税制改正で、有償新株予約権の取得金額も税制の対象となる株式の取得金額に加える等し、税制の利便性の向上を図ってきた。</p> <p>ここで、極めてリスクの高いエンジェル投資やスタートアップの起業には長期間の精査・検討が必要である。実際、元手となる所得が発生してから十分な再投資までに1年以上要しているエンジェル投資家は多いほか、一度起業した会社を売却してから次の起業まで複数年を要している連続起業家も多い。しかし、本税制の適用にあたっては、株式譲渡益等の所得が発生した年内に再投資を行う必要があるため、特に令和5年度税制改正で措置した非課税措置を含む、株式譲渡益からの控除措置については、その適用が困難であり、税制の効果が十分に発揮されていないと考える。</p> <p>そこで、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、エンジェル税制の更なる利活用拡大のために株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長等を要望する。</p>
今回の要望（租税特別措置）に関する事項	<p>3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>（参考）主な閣議決定文書等</p> <p>【令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定）】</p> <p>第一 令和6年度税制改正の基本的考え方</p> <p>2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進</p> <p>（3）スタートアップ・エコシステムの抜本的強化（抜粋）</p> <p>エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新</p> <p>1. スタートアップ育成5か年計画の実行</p> <p>（1）資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑨スタートアップの資本政策・資金調達へのサポートの強化</p> <p>また、スタートアップへの資金調達の支援強化に向けて、<u>エンジェル税制における再投資期間の延長</u>、【略】について検討を行う。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応</p> <p>（1）スタートアップの支援・ネットワークの形成</p> <p>ディープテック分野の研究・事業開発に対し、支援段階や内容、方法の充実を図る。非上場株式の流通活性化、官</p>

		民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。エンジェル税制における再投資期間の延長について、検討する。
	政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。（スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）
	租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	期限の定めなし 政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	令和5年の国内スタートアップの資金調達額：8,039億円（令和6年7月19日時点、出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ）
有効性	要望の措置の適用見込み 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	— 創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難であるところ、ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資である。また、スタートアップ・エコシステムの裾野を拡大するためにはスタートアップの起業が必要不可欠だが、エンジェル投資と同様、極めてリスクが高く、我が国の開業率は諸外国と比較して依然低調である。そのため、大きなリスクを取った個人によるエンジェル投資及び起業を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。本要望によりエンジェル税制における再投資期間を延長することで、得られた株式譲渡益を我が国のスタートアップ・エコシステムにより力強く還流させ、その抜本強化を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	本施策は、株式譲渡益等の所得が生じた個人によるスタートアップの起業及びスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【税制適用を受けた投資額】</p> <p>※直近5年間の実績を記載</p> <p>※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>令和元年度：約78億円 令和2年度：約89億円 令和3年度：約167億円 令和4年度：約140億円 令和5年度：約120億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成9年度の税制創設以降、種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正における株式投資型クラウドファンディングへの投資の対象化や令和6年度改正による有償新株予約権の取得金額の対象化など、時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備することは重要。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>平成9年度 創設</p> <p>平成12年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充）</p> <p>平成14年度 拡充（投資事業組合経由にも適用）</p> <p>平成15年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充）</p> <p>平成16年度 拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充）</p> <p>平成17年度 延長（売却益圧縮特例の延長）</p> <p>平成19年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充）</p> <p>平成20年度 拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）</p> <p>令和2年度 拡充、縮減（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減）</p> <p>令和5年度 拡充（株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減）</p>

	令和 6 年度 拡充（有償新株予約権の取得金額の対象化、指定 金銭信託（単独運用）を通じた投資の対象化）
--	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省製造産業局素材産業課)

項目名	原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）							
税目	揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税							
要望の内容	<p>現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。</p> <p>課税環境の国際的なイコールフッティングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石油化学製品製造用揮発油の免税等 <ul style="list-style-type: none"> ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等 (租税特別措置法第89条の2、租税特別措置法施行令第47条～第47条の6、租税特別措置法施行規則第38条～第38条の4) ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 <ul style="list-style-type: none"> ・移出に係る揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第89条の3、租税特別措置法施行令第47条の7～第47条の9、租税特別措置法施行規則第39条) ・引取りに係る揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第89条の4、租税特別措置法第47条の10) ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第90条、租税特別措置法施行令第48条～第48条の3、租税特別措置法施行規則第39条、第39条の2) ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第90条の2、租税特別措置法施行令第48条の4) ③引取りに係る石油製品等の免税 <ul style="list-style-type: none"> ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 (租税特別措置法第90条の4、租税特別措置法施行令第48条の9) ④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 <ul style="list-style-type: none"> ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 (租税特別措置法第90条の4の2、租税特別措置法施行令第48条の10) ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 <ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税の還付 (租税特別措置法第90条の5、租税特別措置法施行令第49条、租税特別措置法施行規則第39条の6) ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 <ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税の還付 (租税特別措置法第90条の6の2、租税特別措置法施行令第50条の2、租税特別措置法施行規則第39条の7～9) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(▲3,210,900 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(－百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(▲3,210,900 百万円)	(改正増減収額)	(－百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円							
(制度自体の減収額)	(▲3,210,900 百万円)							
(改正増減収額)	(－百万円)							

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフッティングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。

なお、令和6年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和6年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。

仮に、現行の揮発油税（53,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約3.0兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる（プラスチック製品製造業で約1万2千事業所）。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（53,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約32億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品約98.2%、接着剤70.9%、塗料85.0%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約661億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとおりの追加負担が生じることになる。

また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。

○鉄鋼

		<p>仮に課税された場合、粗鋼1トン当たり約730円、全体で約630億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて22万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。</p> <p>○コークス 仮に課税された場合、コークス1トン当たり約1,800円、全体で約83億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約90%）、関連産業を含めて、約5,600人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。</p> <p>○セメント 仮に課税された場合、セメント1トン当たり約90円、全体で約46億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて1.3万人の雇用にも影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約1割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。</p> <p>⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。 現行の石油石炭税（2,800円/KL）が還付されない場合、全体で約431億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。 なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。</p> <p>⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 現行の石油石炭税（2,800円/KL）が還付されない場合、全体で約101億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。 なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。</p>
--	--	---

今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットティングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置
		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。
		政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされやすい。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。

		令和6年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。														
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用事業者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</td><td>エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社 ナフサ製造者 10社</td></tr> <tr> <td>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</td><td>ゴム製品製造企業 131社 接着剤製造企業 8社 塗料製造企業 113社</td></tr> <tr> <td>③引取りに係る石油製品等の免税</td><td>エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社</td></tr> <tr> <td>④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税</td><td>鉄鋼製造企業 11社 コークス製造企業 9社 セメント製造企業 12社</td></tr> <tr> <td>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</td><td>国産ナフサ等製造企業 7社</td></tr> <tr> <td>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</td><td>石油アスファルト等製造企業 8社</td></tr> </tbody> </table>		適用事業者数	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社 ナフサ製造者 10社	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131社 接着剤製造企業 8社 塗料製造企業 113社	③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社	④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税	鉄鋼製造企業 11社 コークス製造企業 9社 セメント製造企業 12社	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7社	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8社
	適用事業者数															
①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社 ナフサ製造者 10社															
②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131社 接着剤製造企業 8社 塗料製造企業 113社															
③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社															
④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税	鉄鋼製造企業 11社 コークス製造企業 9社 セメント製造企業 12社															
⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7社															
⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8社															
※経済産業省(①②③④)、石油連盟(⑤⑥)調べ																
<p>本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。</p> <p>また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフッティングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。</p>																
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)																
当該要望項目以外の税制上の措置	無し															
予算上の措置等の要求内容及び金額	無し															
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															
相当性	要望の措置の妥当性	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフッティングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。														

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

	適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)
令和 2 年度	832	57, 516	30, 944
令和 3 年度	851	60, 843	32, 734
令和 4 年度	820	55, 017	29, 599
令和 5 年度	834	52, 126	28, 044
令和 6 年度	835	55, 995	30, 125

※令和 2 ~ 4 年度は国税庁統計年報から経済産業省試算、令和 5 年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和 6 年度は経済産業省試算

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

○免税額（百万円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ゴム	233	256	250	247	251
塗料	1, 863	1, 848	1, 777	1, 829	1, 818
印刷用 インキ	96	112	85	98	98
接着剤	232	234	91	186	170
その他	803	874	865	847	862
合計	3, 227	3, 324	3, 068	3, 206	3, 199

○適用数量（KL）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ゴム	4, 334	4, 767	4, 653	4, 585	4, 668
塗料	34, 621	34, 357	33, 035	34, 004	33, 799
印刷用 インキ	1, 785	2, 073	1, 580	1, 813	1, 822
接着剤	4, 305	4, 355	1, 687	3, 449	3, 164
その他	14, 920	16, 241	16, 073	15, 745	16, 020
合計	59, 965	61, 793	57, 028	59, 596	59, 473

※令和 2 ~ 4 年度は国税庁統計年報、令和 5 年度は業界推計、令和 6 年度は経済産業省試算

③ 引取りに係る石油製品等の免税

	適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)
		ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)	
令和 2 年度	32	27, 044	299	763
令和 3 年度	32	26, 622	353	755
令和 4 年度	32	22, 374	410	634
令和 5 年度	31	21, 084	347	597
令和 6 年度	31	23, 360	370	661

※令和 2 ~ 4 年度は国税庁統計年報、令和 5 年度は業界推計、令和 6 年度は経済産業省試算

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和 2 年度	10	46,709	640
令和 3 年度	11	52,504	719
令和 4 年度	10	47,435	650
令和 5 年度	10	47,006	644
令和 6 年度	11	45,987	630

(コーカス)

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和 2 年度	9	6,759	93
令和 3 年度	9	7,065	97
令和 4 年度	9	5,783	79
令和 5 年度	9	5,574	76
令和 6 年度	9	6,038	83

(セメント)

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和 2 年度	13	4,321	59
令和 3 年度	13	4,048	55
令和 4 年度	12	3,845	53
令和 5 年度	13	3,444	47
令和 6 年度	12	3,323	46

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和 6 年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

令和 2 年度	7	14,902	417
令和 3 年度	7	15,039	421
令和 4 年度	7	15,939	446
令和 5 年度	7	15,221	426
令和 6 年度	7	15,400	431

※石油連盟調べ

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
令和 2 年度	8	3,201	89
令和 3 年度	8	3,651	102
令和 4 年度	7	4,547	127
令和 5 年度	7	3,623	101
令和 6 年度	7	3,616	101

※石油連盟調べ

※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。

租特透明化
法に基づく
適用実態
調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>非課税化（本則恒久化）が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットティングが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。</p>
前回要望時の達成目標	一
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p>
これまでの要望経緯	<p>①<u>石油化学製品製造用揮発油の免税等</u> 昭和 32 年度 創設</p> <p>②<u>移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</u> 昭和 32 年度 創設（揮発油） 昭和 59 年度 創設（みなし揮発油）</p> <p>③<u>引取りに係る石油製品等の免税</u> 昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1年毎に免税措置を延長） 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設（1年毎に免税措置を延長） 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質 NGL）に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設 平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置</p>

<u>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</u>	
平成 15 年度	創設
平成 17 年度	2 年延長 以降 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の免税が措置
<u>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</u>	
平成元年度	創設 (石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設)
平成 2 年度	以降 2 年ごとに延長
平成 16 年度	拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加）
平成 18 年度	以降 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の還付が措置
<u>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</u>	
平成 9 年度	創設
平成 11 年度	以後 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の還付が措置

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新設・拡充・延長)

(経済産業省製造産業局自動車課)

項 目 名	自動車関係諸税のあり方の検討		
税 目	自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全文 租税特別措置法第 90 条の 10~15 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則全文		
要 望 の 内 容	令和 6 年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階における CO ₂ 削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	

(1) 政策目的

自動運転をはじめとする技術革新や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がりなど、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また、自動車産業として 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け積極的な貢献が求められる中で、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

(2) 施策の必要性

①自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、世界的なカーボンニュートラルの動きを受けた自動車の電動化の急速な進展、自動運転をはじめとする技術革新、シェアリング等の保有から利用への変化など、GX（グリーン・トランスフォーメーション）や DX（デジタル・トランスフォーメーション）による 100 年に一度の大きな変革期に直面している。こうした動きは、グローバル競争を激化させる一方で、新たなビジネスの拡大や社会変革の大きなチャンスであり、GX・DX を取り込むことで、「自動車産業」は「モビリティ産業」に大きく進化し、日本経済全体の成長の源泉となるとともに、様々な社会課題の解決に貢献することが可能となる。

②令和 6 年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされたところ。

③上記を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階における CO₂ 削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策の達成目標</p>	<p>①自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ②環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグイン・ハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを目指す。</p> <p>（関連する与党税制改正大綱、閣議決定等） ○令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日） 第三 検討事項 5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。</p> <p>○未来投資戦略2018（平成30年6月15日） 第2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 (1) KPIの主な進捗状況 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。</p>

	<p>(参考) 次世代自動車戦略 2010 (平成 22 年 4 月 12 日) 2030 年の乗用車車種別普及目標 (政府目標)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>次世代自動車</td><td>50~70%</td></tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td><td>30~40%</td></tr> <tr> <td>電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車</td><td>20~30%</td></tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td><td>~3%</td></tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td><td>5~10%</td></tr> </tbody> </table>	次世代自動車	50~70%	ハイブリッド自動車	30~40%	電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20~30%	燃料電池自動車	~3%	クリーンディーゼル自動車	5~10%
次世代自動車	50~70%										
ハイブリッド自動車	30~40%										
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20~30%										
燃料電池自動車	~3%										
クリーンディーゼル自動車	5~10%										
	<p>○GX 実現に向けた基本方針 (令和 5 年 2 月 10 日) 参考資料 【今後の道行き】事例 7 : 自動車産業 ■自動車産業のカーボンニュートラル化 (例. 2035 年乗用車の新車販売で電動車 100%) を実現するため、今後 10 年で省エネ法などで電動車の開発・性能向上・車両導入への投資を促しつつ、国際ルールへの対応を着実に進めることによりグローバル市場への展開を進める。</p>										
	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024 (令和 6 年 6 月 21 日) 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (前略) 低炭素水素等については、水素社会推進法に基づき、国内外におけるサプライチェーンの構築、国内の拠点整備や技術開発の支援、電力・ガス・燃料・製造・運輸分野における利用拡大を促す制度整備に向けた検討を進める。電動車や電動建機の導入促進に加え、燃料電池トラック等の商用車と商用車用ステーションへの集中支援、水素供給への支援を行う。 商用車のうち、非化石エネルギー自動車の保有や使用に関する目標の拡大について、検討を行う。国際競争力のある価格の実現に向け、官民連携により、合成燃料 (e-fuel) 、合成メタン e-methane) 、国産の持続可能な航空燃料 (SAF) を含むカーボンリサイクル燃料の研究開発や設備投資を促進するとともに、需要創出や環境整備に取り組む。</p>										
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p> <p>政策目標の達成状況</p> <p>国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p>										

		<p>平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台 令和 4 年度 439 万台 令和 5 年度 453 万台</p> <p>エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割（うち、電気自動車とプラグイン・ハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3 割）とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100% を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>＜新車販売台数に占める電動車の割合＞</p> <table border="0"> <tbody> <tr><td>平成 29 年度</td><td>33.1%</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>35.0%</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>37.2%</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>41.7%</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>46.6%</td></tr> <tr><td>令和 5 年度</td><td>53.2%</td></tr> </tbody> </table>	平成 29 年度	33.1%	平成 30 年度	34.3%	令和元年度	35.0%	令和 2 年度	37.2%	令和 3 年度	41.7%	令和 4 年度	46.6%	令和 5 年度	53.2%
平成 29 年度	33.1%															
平成 30 年度	34.3%															
令和元年度	35.0%															
令和 2 年度	37.2%															
令和 3 年度	41.7%															
令和 4 年度	46.6%															
令和 5 年度	53.2%															
	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移している。</p> <p>＜国内自動車販売台数の推移＞</p> <table border="0"> <tbody> <tr><td>平成 29 年度</td><td>520 万台</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>526 万台</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>504 万台</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>466 万台</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>422 万台</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>439 万台</td></tr> <tr><td>令和 5 年度</td><td>453 万台</td></tr> </tbody> </table>	平成 29 年度	520 万台	平成 30 年度	526 万台	令和元年度	504 万台	令和 2 年度	466 万台	令和 3 年度	422 万台	令和 4 年度	439 万台	令和 5 年度	453 万台
平成 29 年度	520 万台															
平成 30 年度	526 万台															
令和元年度	504 万台															
令和 2 年度	466 万台															
令和 3 年度	422 万台															
令和 4 年度	439 万台															
令和 5 年度	453 万台															
有効性	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>令和 6 年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・</p>														

		<p>簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。</p> <p>また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされており、この方針の実現を図る。</p>														
相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														
要望の措置の妥当性		令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階におけるCO2削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うものである。														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合＞</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>74.7%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>72.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>68.8%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>67.2%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>69.8%</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度	83.3%	平成30年度	74.7%	令和元年度	72.6%	令和2年度	62.7%	令和3年度	68.8%	令和4年度	67.2%	令和5年度	69.8%
平成29年度	83.3%															
平成30年度	74.7%															
令和元年度	72.6%															
令和2年度	62.7%															
令和3年度	68.8%															
令和4年度	67.2%															
令和5年度	69.8%															

	<p><エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））></p> <p>平成 29 年度 ▲720 億円</p> <p>平成 30 年度 ▲660 億円</p> <p>令和元年度 ▲620 億円</p> <p>令和 2 年度 ▲600 億円</p> <p>令和 3 年度 ▲510 億円</p> <p>令和 4 年度 ▲400 億円</p> <p>令和 5 年度 ▲380 億円</p>
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため特定の者に偏ってはいない。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省製造産業局鉱物課)

項目名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長		
税目	<p>法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16</p> <p>法人税（連結法人） [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16（読み替規定）</p> <p>所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2</p>		
要望の内容	令和7年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、海外探鉱準備金制度の対象者である国内鉱業者に準ずるものに係る適用要件の見直しを行う。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲98百万円 (▲10,154百万円) (- 百万円)	

(1) 政策目的

エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2024年6月に開催されたG7プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG需給は引き続きタイトである中、天然ガス・LNGの重要性や、将来的な天然ガス・LNG不足への対応にはガスへの投資が適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。

(2) 施策の必要性

本制度は、事業の継続（石油・天然ガス、金属鉱物資源等の採掘）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度である。

資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。

こうした中で、資源開発事業には、数多くのリスクが存在し、例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものであり、昨今は、探鉱から生産開始に至るまでのリードタイムの長期化（10年～20年超）、総事業費の巨額化により、こうしたリスクは以前よりも増している。また、ウクライナ危機や中東情勢の緊迫化、米中対立の悪化によるシーレーンの不安定化など、事業者でのコントロールが極めて難しいリスクも生じている。

さらに、金属鉱物資源については、国内外でカーボンニュートラルの動きが加速する中、電気自動車や再生可能エネルギー関連機器等の普及拡大により、原材料である金属鉱物等の大幅な需要増加が見込まれるとともに、中国をはじめとする新興国による資源獲得競争が活発化する中、我が国として必要な金属鉱物資源の安定供給の確保を一層強化していくことが不可欠である。

こうした状況を踏まえ、更なる探鉱活動の促進や我が国の資源の安定供給確保を強力に推進、さらには2050年カーボンニュートラル実現に係る需要拡大に対応するための石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保にあたっては、更なる取組強化が必須である。

今回の要望（租税特別措置）に関する事項	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応</p> <p>(2) GX・エネルギー安全保障</p> <p>エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靭なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を始めとするサプライチェーンの強靭化を促進する。戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）</p> <p>VI. GX・エネルギー・食料安全保障</p> <p>1. GX・エネルギー</p> <p>(2) 強靭なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大</p> <p>①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応</p> <p>エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギー情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靭なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進するほか、戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。</p> <p>○G7 プーリア首脳コミュニケ（2024 年 6 月 14 日）（仮訳）</p> <p><エネルギー、気候、環境></p> <p>ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）</p> <p>2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組</p> <p>(2) 今後の対応</p> <p>6) 資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化</p> <p>ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。</p> <p>○エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）</p>
---------------------	--------------------------	---

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(9) エネルギー・安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中にあっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019 年度は 34.7%）を 2030 年に 50% 以上、2040 年には 60% 以上に引き上げることを目指す。

⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリ

	<p>ズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。</p> <p>国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靭なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。</p> <p>レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不斷に制度の改善を行っていく。</p> <p>こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率（2018年度は50.1%）については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフティク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。</p>
政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。 <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」、「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、貿易統計（財務省）、業界団体・事業者からの聞き取り調査による。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 鉱物資源（ベースメタル）の自給率を引き上げる。
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50% 以上、2040 年には 60% 以上に引き上げる。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成 30 年度： 29.4% 令和元年度： 34.7% 令和 2 年度： 40.6% 令和 3 年度： 40.1% 令和 4 年度： 33.4% ○金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80% 以上に引き上げる。）。 〔鉱物資源（ベースメタル）の自給率〕 平成 30 年度： 50.2% 令和元年度： 52.1% 令和 2 年度： 50.4% 令和 3 年度： 45.8% 令和 4 年度： 37.7%
	要望の措置の適用見込み	今後、国内案件に加えて、中東、東南アジア等における石油・天然ガス、北中米、豪州等における金属鉱物等の探鉱が行われる見込みであり、年間数十件の申請が見込まれる。
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。</p> <p>石油・天然ガスにおける令和 4 年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね 7 割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>金属鉱物における令和 4 年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね 8 割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和 2 年度で終了し、一部の代替データ利用により令和 3 年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。また、今回の拡充措置により、海外探鉱準備金制度の対象者が増えて、さらなる自給率の向上に寄与することが見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	海外投資等損失準備金
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○石油・天然ガス ・（独）エネルギー・金属鉱物資源機構 　　海外探鉱等事業への出資 　　【令和 6 年度予算額：1,082 億円】 ○金属鉱物 ・（独）エネルギー・金属鉱物資源機構 　　海外探鉱等事業への出融資

		【令和6年度予算額：1,087億円】																																													
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件を直接的に支援し、我が国の資源確保の安定化を図るものである。</p> <p>一方、減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、また、鉱山・油田等の産出量維持のためには新規の探鉱を繰り返さないと操業の継続（石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の採取）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業者による次の自主開発鉱山・油田等の探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p>																																													
	要望の措置の妥当性	<p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段として的確。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p>																																													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○適用数（単位：件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>○適用額（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>236</td> <td>207</td> <td>404</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>48</td> <td>55</td> <td>33</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減収額（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>55</td> <td>48</td> <td>94</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	282	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22																																											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9																																											
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	282																																											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45																																											
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66																																											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11																																											

	<p>※出典：①令和 2 年度～令和 4 年度： ・適用数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省） ・減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に経済産業省にて算出 ②令和 5 年度：前 3 年度の平均値（推計）</p>																								
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法第 58 条、第 68 条の 61 第 59 条、第 68 条の 62</p> <p>適用件数：19 件 8 件</p> <p>適用総額：404 億円 33 億円</p> <p>※令和 4 年度の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）</p>																								
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 29 年度の 26.6%から、令和 4 年度には 33.4% に上昇している。 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成 30 年度 50.2%から、令和 4 年度には 37.7% に下がっているが、算出根拠である経済産業省の統計が令和 2 年度で終了し、一部の代替データ利用によるものである。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																								
前回要望時の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の向上を図る。																								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>鉱山開発は初期探鉱から操業までに 10 年～20 年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">自主開発比率・自給率の推移</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率（注 1）</td> <td>40.6</td> <td>40.1</td> <td>33.4</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉱物資源（ベースメタル）</td> <td>自給率（注 2）</td> <td>50.4</td> <td>45.8</td> <td>37.7</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 石油・天然ガスの自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量 + 国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量 + 国内生産量) (注 2) 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。</p>	自主開発比率・自給率の推移								令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	石油・天然ガス	自主開発比率（注 1）	40.6	40.1	33.4	集計中	鉱物資源（ベースメタル）	自給率（注 2）	50.4	45.8	37.7	集計中
自主開発比率・自給率の推移																									
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																				
石油・天然ガス	自主開発比率（注 1）	40.6	40.1	33.4	集計中																				
鉱物資源（ベースメタル）	自給率（注 2）	50.4	45.8	37.7	集計中																				
これまでの要望経緯	<p>昭和 40 年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設（3 年間）</p> <p>昭和 43 年度 延長（2 年間）</p> <p>昭和 45 年度 延長（1 年間）</p> <p>昭和 46 年度 延長（3 年間）</p> <p>昭和 49 年度 延長（3 年間）</p> <p>昭和 50 年度 拡充（海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除）</p> <p>昭和 51 年度 縮減（準備金収入金額基準：15% → 14%）</p> <p>昭和 52 年度 延長（3 年間）</p> <p>昭和 55 年度 延長（3 年間）</p> <p>昭和 58 年度 延長（3 年間）</p>																								

	昭和 61 年度	延長	(3 年間)
	平成元年度	延長	(3 年間)
	平成 4 年度	延長	(3 年間)
	平成 7 年度	延長	(3 年間)
	平成 10 年度	延長	(3 年間)
		縮減	(準備金収入金額基準 : 13%→12%)
	平成 13 年度	延長	(3 年間)
	平成 16 年度	延長	(3 年間)
	平成 19 年度	延長	(3 年間)
	平成 22 年度	延長	(3 年間)
	平成 25 年度	延長	(3 年間)
		拡充	(国内鉱業者に準ずる者の新設等)
		縮減	(海外探鉱準備金所得金額基準 : 50%→40%)
	平成 28 年度	延長	(3 年間)
		拡充	(準備金積立据置期間の延長 : 3 年→5 年)
		縮減	(減耗控除限度額の所得基準 : 翌期繰越欠損金控除後額に変更等)
	令和元年度	延長	(3 年間)
		拡充	(国内鉱業者に準ずる者の要件 : 出資比率 50% 以上→議決権比率 50% 以上)
		縮減	(海外自主開発法人要件 : 鉱石引取率 30%→40%)
	令和 4 年度	延長	(3 年間)
		縮減	(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省商務情報政策局情報産業課)

項目名	半導体分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置の検討				
税目	—				
要望の内容	<p>我が国の産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、次世代半導体を製造するための基盤整備を行う次世代半導体製造事業者に対して、所要の措置を講じる。</p>				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: bottom; text-align: center;">— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</td> </tr> </table> <p>(1) 政策目的 我が国の産業全体の産業競争力強化及び経済安全保障に資する次世代半導体の量産等に向けて、必要な法制上の措置をするとともに、当該量産等を実施する事業者の基盤整備の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 次世代半導体は、生成AIや自動運転など、日本産業全体の競争力の鍵を握るキーテクノロジーであり、日本産業の未来、将来の経済成長を左右する最重要技術。 次世代半導体の量産等を実現するためには当該量産を実施する事業者が十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の税負担が生じることにより、量産等の実現のための財務基盤が損なわれるおそれがある。 こうした状況を踏まえ、次世代半導体製造事業者の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)				

今 回 の 要 求 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (1) DX (AI・半導体) 産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投资支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。
			日本の産業競争力の強化に不可欠な、生成AIや自動走行技術などの最重要技術の実現に必須である次世代半導体の製造基盤を自国に確保するため、日本国内における次世代半導体製造基盤強化に向けた国内投資を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有 効 性	政策目標の達成状況	一
		要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	次世代半導体製造事業者が次世代半導体を製造するための基盤整備にあたって発生しうる税負担を軽減することは、当該事業者の経営安定化を通じた産業競争力の強化や地域経済の活性化に寄与するもので有効である。	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	次世代半導体を製造するための基盤整備を行う次世代半導体製造事業者に対して、地方税についても所要の措置を講じる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	一
	要望の措置の妥当性	次世代半導体製造事業者が次世代半導体を製造するための基盤整備に当たって発生しうる税負担を軽減することは、次世代半導体の量産等の実現を通じて我が国の産業全体の競争力強化及び経済安全保障に資するもので妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	一
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	一
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	一
	前回要望時の達成目標	一
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	一
	これまでの要望経緯	一

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目名	中小企業者等の法人税率の特例の延長		
税目	法人税 法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2 租税特別措置法施行令第27条の3の2		
要望の内容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年800万円以下の所得金額に適用。本則19%・租税特別措置15%）について、適用期限を2年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一百万円 (▲176,100百万円) (一百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。</p>	
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>コロナからの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題であり、中小企業の生産性向上・賃上げが求められている中、中小企業は財務基盤が脆弱であるため、まずは財務基盤の強化が必要である。</p> <p>中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。</p>	

今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等書背策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通じて、日本経済の成長に繋げる。

	政策目標の達成状況	人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。</p> <p>※過去 5 年間の適用件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 : 960,103 件 ・令和元年度 : 989,251 件 ・令和 2 年度 : 992,154 件 ・令和 3 年度 : 1,034,827 件 ・令和 4 年度 : 1,068,172 件 <p>(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
	当該要望項目以外の税制上の措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段として的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度 : 992,154 件 ・令和 3 年度 : 1,034,827 件 ・令和 4 年度 : 1,068,172 件 <p>【減収額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度 (19%→15%) : 1,567 億円 ・令和 3 年度 (19%→15%) : 1,701 億円 ・令和 4 年度 (19%→15%) : 1,761 億円 <p>(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の3の2、第68条の8 ① 適用件数：1,068,172件 ② 適用総額：44,019億円 ※令和4年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
	前回要望時の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	人手不足、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による後押しが必要である。
これまでの要望経緯		平成21年度改正 創設（本則22%・租特18%） 平成23年度改正 拡充（本則22%→19%、租特18%→15%） 平成27年度改正 延長（租特19%→15%） 平成29年度改正 延長（租特19%→15%） 令和元年度改正 延長（租特19%→15%） 令和3年度改正 延長（租特19%→15%） 令和5年度改正 延長（租特19%→15%）

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課経営安定対策室)

項目名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長			
税目	所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2 法人税 租税特別措置法第44条の2 租税特別措置法施行令第28条の5			
要望の内容	適用期限を2年間延長する等			
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td> <td>－ 百万円 (▲0百万円) (－百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (▲0百万円) (－百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (▲0百万円) (－百万円)			

新設・必要とする理由は延長を	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等の自然災害等の発生に備えた事前対策を強化するための計画策定及び設備投資を促進することで、中小企業者等の事業継続力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、今後も継続した地震や水害といった災害等の発生が予想され、中小企業者等が自ら行う事前の備えを後押しし、防災・減災能力を強化していくことは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害の抑制、事業停止による被害の軽減のためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。</p> <p>事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、自然災害等に対するより実効性の高い取組を後押しする方策の一つとして、特別償却の税制措置を行うことで、防災・減災に向けた設備投資を通じた中小企業等の事業継続力の強化を図ることが必要である。</p>
今回の要望（租税特別措置）に関する事項	<p>7. 中小企業の発展</p> <p>○中小企業等経営強化法 (目的)</p> <p>第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○中小企業等の経営強化に関する基本方針 第7 中小企業の事業継続力強化 1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項 一 事業継続力強化 「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</p>
	<p>政策の達成目標</p> <p>中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>

	同上の期間中の達成目標	中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。												
	政策目標の達成状況	<p>中小企業等強靭化法の施行（令和元年7月）以降、令和6年3月末までに約67,000者の事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。</p> <p>【事業継続力強化計画の認定状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>52,000</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>68,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 「『事業継続力強化計画』地域別認定件数一覧」（中小企業庁）</p> <p>また、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約78者（推計含む）の税制適用実績であり、更なる設備投資の促進が必要である。</p>	年度	件数	令和元年度	5,000	令和2年度	25,000	令和3年度	40,000	令和4年度	52,000	令和5年度	68,000
年度	件数													
令和元年度	5,000													
令和2年度	25,000													
令和3年度	40,000													
令和4年度	52,000													
令和5年度	68,000													
	要望の措置の適用見込み	<p>令和7年度 58者 令和8年度 180者 ※事業継続力強化計画の認定者数及び税制適用計画者数から推計</p>												
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災に向けた設備投資を行うためのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>また、本税制措置を利用し、防災・減災設備を導入した企業において、税制措置があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割が回答（令和4年度中小企業庁アンケートより）。景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある企業の防災・減災設備投資を後押ししている。</p>												

	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
相 當 性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、引き続き、中小企業の防災・減災に向けた設備投資の促進が必要である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和2年度：26者 令和3年度：20者 令和4年度：15者</p> <p>【減収額】（推計） 令和2年度：24,791千円 令和3年度：7,991千円 令和4年度：8,957千円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第44条の2</p> <p>適用件数：15者 適用額：38,608千円</p> <p>※令和4年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押している。具体的な数値としては、本税制があることによって約7割の企業が「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」とのアンケート結果がある（令和4年度中小企業庁アンケートより）。</p>
	前回要望時の達成目標	中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	<p>本税制の活用促進のため、中小企業者に対してのみならず、対象設備のメーカー・関係組織、税理士団体等への制度周知を実施してきた。</p> <p>一方、経営状況の不安定や物価高騰を理由に、中小企業者等において防災・減災設備の投資を断念・先送りしてしまい、設備投資が伸び悩む傾向にある。</p>
これまでの 要 望 経 緯	<p>令和元年度 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで)</p> <p>令和3年度 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和4年度末まで)</p> <p>令和5年度 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和6年度末まで)</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課)

項目名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第57条の5 租税特別措置法施行令第33条の2		
要望の内容	<p>中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会（以下「火災等共済組合等」という。）は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の2%（特例分）の損金算入が認められている。</p> <p>本税制措置の適用期限を令和10年3月31日まで3年間延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－百万円 (▲52,100百万円の内数)	(－百万円)

(1) 政策目的

火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者（中小企業者）に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者（中小企業者）が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。

※ 中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等（風水害等の自然災害を含む）による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。

(2) 施策の必要性

火災等共済組合等は、火災共済の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、異常災害に対して円滑かつ確実に共済金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立てを行っている。

現行の租税特別措置法（特例）では、火災等共済組合等が積み立てている異常危険準備金のうち、正味収入共済掛金の2%の損金算入が認められている。しかしながら、平成30年に発生した自然災害（西日本豪雨、台風等）により異常危険準備金を大幅に取崩し、また、それ以降も自然災害（豪雨、台風、雪災等）の激甚化・頻発化や物価高等の影響により共済金支払いが増大しており、異常危険準備金の取崩しを余儀なくされ、その積立残高は低水準となっている。いつ発生するか予測ができない異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立残高を早急に回復させる必要がある。

※ 損害保険会社との比較では、火災等共済組合等は契約対象者を中小企業者に限定していること、火災等共済組合については事業地域をその所在する都道府県域内に限定していること等に差異があり、結果として異常災害が多発した場合にはリスク分散が十分に効かない場合がある等の理由から、共済金支払能力が脆弱になりうるリスクを抱えている。このため、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害の発生時においては、共済金の円滑な支払いに支障をきたす可能性がある。

本要望は、円滑かつ確実な共済金支払いを確保する観点から、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促し、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、中小企業者の発展に資するものであり、必要不可欠な制度である。

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業の発展
		異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。 そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体の再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これを維持することを目指す。
		令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
	合理性	政策の達成目標と同じ。 なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する。
	政策目標の達成状況	異常危険準備金の取崩しにより、頻発した異常災害の被災者（中小企業者）に対して円滑かつ確実に共済金支払いが行われた。なお、これにより、積み立てていた異常危険準備金のうち258百万円（前回要望時の令和3年度から令和5年度までの本措置による無税積立分の合計。本特例措置以外の積立の取崩しも含めると2,626百万円）が取り崩されたため、本措置以外の積立額を含めても低水準の積立残高となっている。 【異常危険準備金の積立残高の推移】 平成29年度 9,515百万円 平成30年度 6,381百万円 令和元年度 5,409百万円 令和2年度 5,358百万円 令和3年度 4,907百万円 令和4年度 4,168百万円 令和5年度 4,610百万円 ※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年)
	有効性	要望の措置の適用見込み
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置でもって、火災等共済組合等に対して異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、その積立残高を早期に回復させ、必要な残高を確保・維持することで円滑かつ確実な共済金支払いを可能とし、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなるため有効である。

		<p>各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）での異常危険準備金積立を行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。</p> <p>また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものであり、異常危険準備金の積立残高の早期回復に寄与する手段として有効である。</p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年度見込</td><td>19,973万円</td><td>（そのうち本措置9,744万円）</td></tr> <tr> <td>令和7年度見込</td><td>22,654万円</td><td>（そのうち本措置11,091万円）</td></tr> <tr> <td>令和8年度見込</td><td>22,753万円</td><td>（そのうち本措置11,148万円）</td></tr> <tr> <td>令和9年度見込</td><td>22,852万円</td><td>（そのうち本措置11,205万円）</td></tr> </table> <p>※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年)</p>	令和6年度見込	19,973万円	（そのうち本措置9,744万円）	令和7年度見込	22,654万円	（そのうち本措置11,091万円）	令和8年度見込	22,753万円	（そのうち本措置11,148万円）	令和9年度見込	22,852万円	（そのうち本措置11,205万円）
令和6年度見込	19,973万円	（そのうち本措置9,744万円）												
令和7年度見込	22,654万円	（そのうち本措置11,091万円）												
令和8年度見込	22,753万円	（そのうち本措置11,148万円）												
令和9年度見込	22,852万円	（そのうち本措置11,205万円）												
	当該要望項目以外の税制上の措置	—												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
相当性	要望の措置の妥当性	<p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>また、本措置における損金算入の特例2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の45%（協同組合連合会にあっては60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。</p> <p>○適用対象団体数が4団体と僅少であることについて 火災等共済組合は他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に44団体であるが、このうち41団体（火災等共済組合）は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うことしていることから、異常危険準備金の積立ては当該協同組合連合会において行っている（そのため、上記の適用団体数は1団体としてカウントしている）。なお、残る3団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立てていることから、本措置の適用対象団体となっている。</p> <p>したがって、実質的に4団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>												

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【直近事業年度損金算入額、適用団体数（法人税減収額）】</p> <p>令和3年度 88百万円 適用団体数 3 (減収額 17百万円) 令和4年度 93百万円 適用団体数 3 (減収額 18百万円) 令和5年度 93百万円 適用団体数 3 (減収額 18百万円)</p> <p>※出典：火災等共済組合等からの報告値。減収額は推計。 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年)</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第57条の5 適用件数：64件の内数 適用額：2,541億円の内数 ※令和4年度適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>異常災害が発生した場合にも、火災等共済組合等が共済金を円滑に共済利用者に支払えるよう、火災等共済組合等の異常危険準備金の早期積立てに寄与するものであり、有効である。</p> <p>なお、本措置の適用実績は上記のとおりであり、積極的な異常危険準備金の積立促進に寄与している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>異常危険準備金の額について、想定外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）を踏まえ、各団体が設定した積立目標の合計額（92億円）以上を積み立て、これを維持する。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>異常危険準備金の額（積立残高）は令和5年度末時点で4,610百万円となっているが、これは平成30年に発生した異常災害（西日本豪雨、台風等）により大幅に取崩し、それ以降も自然災害（豪雨、台風、雪災等）の激甚化・頻発化や物価高等の影響により共済金支払いが増大しており、毎年度のように異常危険準備金の取崩しが発生していることによるものである。</p> <p>火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるため、本措置により、引き続き異常危険準備金の早期積立て促す必要がある。</p>
これまでの要望経緯		<p>昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 協同組合連合会についても適用（積立率7%） 昭和53年度 積立率6% 昭和55年度 積立率4.5% 昭和57年度 積立率4% 昭和59年度 積立率2.5% 平成5年度 5年間の延長（積立率5%（本則2.5%）） 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長（積立率4%（本則2%）） 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 平成31年度 3年間の延長 令和4年度 3年間の延長</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討						
税目	所得税						
要望の内容	<p>持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>なお、令和6年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされている。</p>						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(1) 政策目的</p> <p>例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて遞増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。</p> <p>そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上記「政策目的」に同じ。</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—	百万円	(改正増減収額)	(—)	百万円
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—	百万円					
(改正増減収額)	(—)	百万円					

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業の発展
		個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
	政策の 達成目標	—
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
	同上の期間 中の達成 目標	—
	政策目標の 達成状況	—
	要望の 措置の 適用見込み	—
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—

	要望の措置の妥当性	<p>シャウブ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。</p> <p>また、令和6年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目名	法人版及び個人版事業承継税制の見直し				
税目	相続税 贈与税 租税特別措置法第70条の6の8から第70条の7の8まで 租税特別措置法施行令第40条の7の8から第40条の8の8まで 租税特別措置法施行規則第23条の8の8から第23条の12の5まで				
要望の内容	<p>経営者の高齢化の進展等を鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、役員就任要件の見直し等を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。</p>				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td><td>一百万円 (▲151,000百万円) (- 一百万円)</td></tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一百万円 (▲151,000百万円) (- 一百万円)	(1) 政策目的 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する	(2) 施策の必要性 法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成30年）には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、令和5年時点の経営者年齢のピークは50代後半になり、なだらかになりつつある。 他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく60代経営者も、特例措置の創設時（平成30年）と同規模存在している。 このような状況等を踏まえ、適用期間が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、役員就任要件の見直し等を行うことが必要。加えて、中小企業の事業承継の取組等を踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討が必要。
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一百万円 (▲151,000百万円) (- 一百万円)				

今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	<p>7. 中小企業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和6年6月21日）</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な絏済成長の実現 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 (2) 中堅・中小企業の稼ぐ力 事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。</p>																																																																									
		<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の絏営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>																																																																									
	政策の達成目標																																																																										
	租税特別措置の適用又は延長期間	<p>法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p>																																																																									
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																																																																									
合 理 性	政策目標の達成状況	<p>法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成30年）には、絏営者年齢のピークは60代後半であったが、令和5年時点の絏営者年齢のピークは50代後半になり、なだらかになりつつある。</p> <p>他方で、70代以上の絏営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な絏営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく60代絏営者も、特例措置の創設時（平成30年）と同規模存在している。</p>																																																																									
		<p style="text-align: center;">絏営者年齢の推移</p> <table border="1"> <caption>Estimated data for Figure 1: Distribution of business owners by age group (%)</caption> <thead> <tr> <th>Age Group</th> <th>2010年 (%)</th> <th>2015年 (%)</th> <th>2020年 (%)</th> <th>2023年 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15~19</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>20~24</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>25~29</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>30~34</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>35~39</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>40~44</td><td>4.0</td><td>4.0</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>45~49</td><td>7.0</td><td>7.0</td><td>7.0</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>50~54</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>55~59</td><td>12.0</td><td>12.0</td><td>12.0</td><td>12.0</td></tr> <tr><td>60~64</td><td>22.0</td><td>18.0</td><td>14.0</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>65~69</td><td>18.0</td><td>14.0</td><td>14.0</td><td>12.0</td></tr> <tr><td>70~74</td><td>14.0</td><td>12.0</td><td>14.0</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>75~79</td><td>8.0</td><td>6.0</td><td>7.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>80~</td><td>5.0</td><td>4.0</td><td>5.0</td><td>4.0</td></tr> </tbody> </table>	Age Group	2010年 (%)	2015年 (%)	2020年 (%)	2023年 (%)	15~19	0.5	0.5	0.5	0.5	20~24	0.5	0.5	0.5	0.5	25~29	0.5	0.5	0.5	0.5	30~34	1.0	1.0	1.0	1.0	35~39	2.0	2.0	2.0	2.0	40~44	4.0	4.0	4.0	4.0	45~49	7.0	7.0	7.0	7.0	50~54	10.0	10.0	10.0	10.0	55~59	12.0	12.0	12.0	12.0	60~64	22.0	18.0	14.0	14.0	65~69	18.0	14.0	14.0	12.0	70~74	14.0	12.0	14.0	10.0	75~79	8.0	6.0	7.0	6.0	80~	5.0	4.0
Age Group	2010年 (%)	2015年 (%)	2020年 (%)	2023年 (%)																																																																							
15~19	0.5	0.5	0.5	0.5																																																																							
20~24	0.5	0.5	0.5	0.5																																																																							
25~29	0.5	0.5	0.5	0.5																																																																							
30~34	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																							
35~39	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																							
40~44	4.0	4.0	4.0	4.0																																																																							
45~49	7.0	7.0	7.0	7.0																																																																							
50~54	10.0	10.0	10.0	10.0																																																																							
55~59	12.0	12.0	12.0	12.0																																																																							
60~64	22.0	18.0	14.0	14.0																																																																							
65~69	18.0	14.0	14.0	12.0																																																																							
70~74	14.0	12.0	14.0	10.0																																																																							
75~79	8.0	6.0	7.0	6.0																																																																							
80~	5.0	4.0	5.0	4.0																																																																							

(出所)「2023年度版中小企業白書」を基に作成。

		<p>法人版事業承継税制は、平成30年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、令和2年度～令和3年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2008年度</td><td>141件</td></tr> <tr><td>2009年度</td><td>262件</td></tr> <tr><td>2010年度</td><td>133件</td></tr> <tr><td>2011年度</td><td>133件</td></tr> <tr><td>2012年度</td><td>170件</td></tr> <tr><td>2013年度</td><td>213件</td></tr> <tr><td>2014年度</td><td>257件</td></tr> <tr><td>2015年度</td><td>480件</td></tr> <tr><td>2016年度</td><td>446件</td></tr> <tr><td>2017年度</td><td>264件</td></tr> <tr><td>2018年度</td><td>2937件</td></tr> <tr><td>2019年度</td><td>3452件</td></tr> <tr><td>2020年度</td><td>2809件</td></tr> <tr><td>2021年度</td><td>2661件</td></tr> <tr><td>2022年度</td><td>2691件</td></tr> <tr><td>2023年度</td><td>5357件</td></tr> </tbody> </table> <p>※法人版について、2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。(2024年3月末時点集計)</p>	年度	件数	2008年度	141件	2009年度	262件	2010年度	133件	2011年度	133件	2012年度	170件	2013年度	213件	2014年度	257件	2015年度	480件	2016年度	446件	2017年度	264件	2018年度	2937件	2019年度	3452件	2020年度	2809件	2021年度	2661件	2022年度	2691件	2023年度	5357件
年度	件数																																			
2008年度	141件																																			
2009年度	262件																																			
2010年度	133件																																			
2011年度	133件																																			
2012年度	170件																																			
2013年度	213件																																			
2014年度	257件																																			
2015年度	480件																																			
2016年度	446件																																			
2017年度	264件																																			
2018年度	2937件																																			
2019年度	3452件																																			
2020年度	2809件																																			
2021年度	2661件																																			
2022年度	2691件																																			
2023年度	5357件																																			
有効性	要望の措置の適用見込み	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約3,000件／年(平成30年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定)																																		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の要件が緩和されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。																																		
	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租特法第69条の4) ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例(租特法第9条の7) 																																		
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和5年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数) ・事業承継総合支援事業(令和5年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 52億円の内数、令和6年度当初予算 146億円の内数) 																																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。																																		

	要望の措置の妥当性	今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数 : 2, 937 件</p> <p><令和元年度> 特例承継計画の申請件数 : 3, 452 件</p> <p><令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数 : 2, 809 件</p> <p><令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数 : 2, 661 件</p> <p><令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数 : 2, 691 件</p> <p><令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数 : 5, 357 件</p> <p>※令和 6 年 3 月末時点</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
	前回要望時の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設	
平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用		

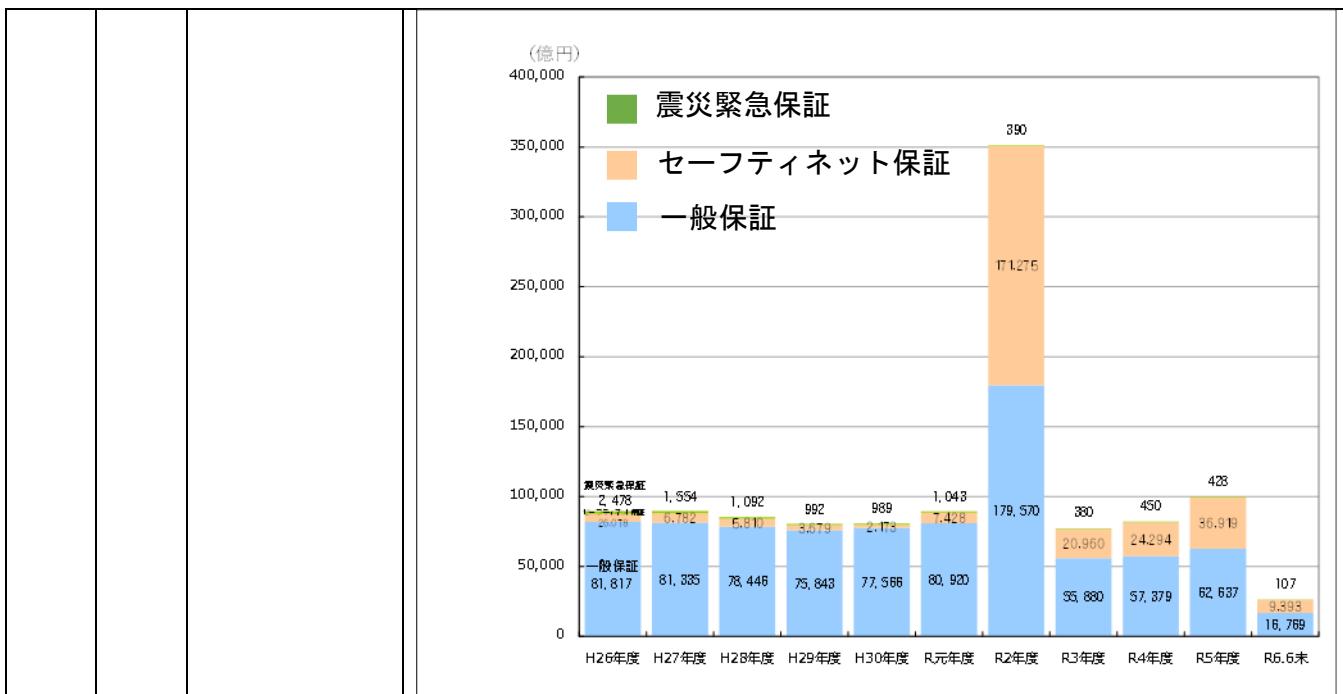
	<p>平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ</p> <p>平成 18 年度改正 物納手続の改善</p> <p>平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設</p> <p>平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）</p> <p>平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 の創設</p> <p>平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p> <p>平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退 任要件に変更等</p> <p>平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置</p> <p>平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等</p> <p>平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設</p> <p>令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し</p> <p>令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し</p> <p>令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長</p> <p>令和 6 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を 2 年延長</p>
--	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部金融課)

項目名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長		
税目	登録免許税（租税特別措置法第78条第1項）		
要望の内容	<p>本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度である。</p> <p>保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。</p> <p>については、本特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長する。</p>		
内 容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>信用保証制度の利用を通じた中小企業者等への幅広い資金繰り支援により、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行う。</p> <p>なお、中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>信用保証協会は、中小企業者等が金融機関から事業資金を調達する際の信用保証を通じ、中小企業者等の信用力を補完する機関である。令和5年度の保証承諾は約9兆9,983億円(62万件)、同年度末時点の保証債務残高は約36兆4,597億円の実績。コロナ禍の長期化に対し実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援により保証債務残高が増大しているところ、中小企業者の資金繰りの円滑化に多大な貢献を果たしている。</p> <p>信用保証制度の利用者の多くは、企業規模が小さく信用力に乏しい。そうした者が希望どおりの資金調達を実現するには、無担保保証だけでは十分な与信を得られない場合があるのが実情である。本特例措置は、中小企業者等が有担保保証により資金調達をするために、担保を信用保証協会に提供する際の抵当権設定登記費用を軽減し、資金繰り緩和に寄与するものである。</p> <p>また、コロナ禍の長期化や物価高等の状況下の中、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者が多く存在している。こういった事業者に対して追加的な資金繰り支援を実施していくためには、有担保保証は有力な選択肢となることからも、本特例措置の延長が必要である。</p> <p>仮に本特例措置が廃止となれば、中小企業者等にとって資金調達コストの実質的な引上げとなることから、資力の乏しい中小企業者等にとっては資金繰りの悪化に繋がると考える。</p>		

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け 政策の達成目標 租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	7. 中小企業の発展																																																
		資金繰りDIの改善及び保証承諾実績の増加																																																
		令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）																																																
		資金繰りDIの改善及び保証承諾実績の増加																																																
合理性		<p>【中小企業者等の資金繰りの状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>中小企業 (短観)</th> <th>中小企業・小規模事業者 (中小企業景況調査)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>I 2017</td><td>約 10</td><td>約 10</td></tr> <tr><td>III 2017</td><td>約 12</td><td>約 12</td></tr> <tr><td>I 2018</td><td>約 15</td><td>約 15</td></tr> <tr><td>III 2018</td><td>約 18</td><td>約 18</td></tr> <tr><td>I 2019</td><td>約 18</td><td>約 18</td></tr> <tr><td>III 2019</td><td>約 18</td><td>約 18</td></tr> <tr><td>I 2020</td><td>約 0</td><td>-64</td></tr> <tr><td>III 2020</td><td>約 10</td><td>-1</td></tr> <tr><td>I 2021</td><td>約 12</td><td>約 12</td></tr> <tr><td>III 2021</td><td>約 15</td><td>約 15</td></tr> <tr><td>I 2022</td><td>約 15</td><td>約 15</td></tr> <tr><td>III 2022</td><td>約 15</td><td>約 15</td></tr> <tr><td>I 2023</td><td>約 15</td><td>約 15</td></tr> <tr><td>III 2023</td><td>約 15</td><td>約 15</td></tr> <tr><td>I 2024</td><td>約 15</td><td>約 15</td></tr> </tbody> </table> <p>（出典：中小企業景況調査（中小企業庁））</p> <p>【保証承諾実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度：77,220億円 令和4年度：82,123億円 令和5年度：99,983億円 令和6年度4月～6月：26,269億円 	期間	中小企業 (短観)	中小企業・小規模事業者 (中小企業景況調査)	I 2017	約 10	約 10	III 2017	約 12	約 12	I 2018	約 15	約 15	III 2018	約 18	約 18	I 2019	約 18	約 18	III 2019	約 18	約 18	I 2020	約 0	-64	III 2020	約 10	-1	I 2021	約 12	約 12	III 2021	約 15	約 15	I 2022	約 15	約 15	III 2022	約 15	約 15	I 2023	約 15	約 15	III 2023	約 15	約 15	I 2024	約 15	約 15
期間	中小企業 (短観)	中小企業・小規模事業者 (中小企業景況調査)																																																
I 2017	約 10	約 10																																																
III 2017	約 12	約 12																																																
I 2018	約 15	約 15																																																
III 2018	約 18	約 18																																																
I 2019	約 18	約 18																																																
III 2019	約 18	約 18																																																
I 2020	約 0	-64																																																
III 2020	約 10	-1																																																
I 2021	約 12	約 12																																																
III 2021	約 15	約 15																																																
I 2022	約 15	約 15																																																
III 2022	約 15	約 15																																																
I 2023	約 15	約 15																																																
III 2023	約 15	約 15																																																
I 2024	約 15	約 15																																																



(出典：(一社)全国信用保証協会連合会)

中小企業者等の資金繰りはこれまで改善傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時急激に状況悪化するが、信用保証協会の無利子・無担保融資等のコロナ関連融資を積極的に実施したことにより、保証承諾実績は増加し、中小企業者等の資金繰り状況も改善された。

一方で、コロナ禍の長期化、物価高等の状況下もあり、コロナ関連融資等の債務返済に苦慮する中小企業者等が多く存在し、特に企業規模が小さく信用力に乏しい中小企業者等の追加的な資金繰り支援を行って行くためにも、有担保保証は有力な選択肢となる。

本特例措置は有担保保証に係る信用保証制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。

※保証承諾に占める有担保保証の割合（金額ベース）

令和3年度：8.5%

令和4年度：8.8%

令和5年度：7.7%

(出典：(一社)全国信用保証協会連合会)

有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度見込み：1,641件 令和6年度見込み：1,843件 令和7年度見込み：1,991件 令和8年度見込み：2,150件 ※算出方法は別紙参照
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	信用保証制度利用者の約90%が、従業員20人以下の小規模事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者であり、こうした者ほど資金調達の際の費用負担は相対的に大きいため、本特例措置による抵当権設定費用の軽減の効果は高い。 したがって、本特例措置による中小企業者等の信用保証制度の利用負担(※)の軽減は、中小企業者等の信用保証制度の利

		<p>用拡大を促進するものであり、もって、資金繰り円滑化に寄与するものといえる。</p> <p>なお、本措置がなければ、担保提供することによって必要資金額に係る与信を得たい中小企業者等の資金調達コストは実質的に引上げられることとなり、結果として中小企業者等の資金繰り支援という政策目的の実現を阻害することになる。</p> <p>※小規模事業者の6割超は赤字計上、黒字であっても4割が1百万円程度の黒字であり、仮に本特例措置の縮小・撤廃による負担増加額が数万円であっても、必要資金額の調達の難易化や僅少な所得の減少による赤字拡大、資本蓄積の減少などの結果をもたらすこととなり、影響の広がりは大きい。</p> <p><本特例措置による1件当たり軽減額試算></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用件数 (A)</th><th>納付額 (百万円) (B)</th><th>減収額 (百万円) (C)</th><th>1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td>1,275</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>57</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>1,319</td><td>43.8</td><td>73.0</td><td>55</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>1,388</td><td>60.5</td><td>100.9</td><td>73</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>1,442</td><td>118.5</td><td>197.6</td><td>137</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>1,618</td><td>61.2</td><td>103.3</td><td>64</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」) ※減収額(C) = 登録免許税納付額(B) × 2.5/1.5 として経済産業省推計 ※税率(注) 本則[4/1000] 一本措置[1.5/1000] = 軽減税率[2.5/1000] (注) 本特例措置の多く占める不動産登記の税率で推計</p>		適用件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)	平成30年度	1,275	43.8	73.0	57	令和元年度	1,319	43.8	73.0	55	令和2年度	1,388	60.5	100.9	73	令和3年度	1,442	118.5	197.6	137	令和4年度	1,618	61.2	103.3	64
	適用件数 (A)	納付額 (百万円) (B)	減収額 (百万円) (C)	1件当たりの 軽減額(千円) (C/A)																												
平成30年度	1,275	43.8	73.0	57																												
令和元年度	1,319	43.8	73.0	55																												
令和2年度	1,388	60.5	100.9	73																												
令和3年度	1,442	118.5	197.6	137																												
令和4年度	1,618	61.2	103.3	64																												
相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）（租税特別措置法第66条の11第1項第1号）																														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 (令和6年度当初予算：14億円) (令和7年度概算要求：43.6億円（暫定）)																														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記税制措置（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）は、信用保証協会の財政基盤の強化のため、民間金融機関が信用保証協会に対して出えんをした場合に、当該出えん金を民間金融機関の損金算入を可能とする措置を講じることによって、信用保証協会の保証債務額の限度拡大に資するもの。また、上記予算事業は信用保証協会に対する損失補償等である。本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用保証制度の利用負担を軽減するものであり、上記の税制及び予算措置とは明確に役割分担がされている。																														
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるものであり、予見可能性が高く、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置である上、予算の上限制約による中小企業者等の資金調達行動を歪めることもないため、他の措置と比べても妥当である。 また、政府系金融機関である日本政策金融公庫が抵当権を設定する際の登録免許税が非課税であることに対して、本特例措置は日本政策金融公庫と同様に公的金融を担う信用保証協会が設定する登録免許税の一部を軽減するものであるため、国民が納得できる必要最小限の特例措置である。																														

		<p>さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用保証制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成 30</th><th>令和元</th><th>令和 2</th><th>令和 3</th><th>令和 4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>1,275</td><td>1,319</td><td>1,388</td><td>1,442</td><td>1,618</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」)</p>	年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	適用件数	1,275	1,319	1,388	1,442	1,618
年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4									
適用件数	1,275	1,319	1,388	1,442	1,618									
<p>本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合（下記③等）に適用される措置であるため、そもそも信用保証制度を利用する全ての中小企業者等への適用が想定されるものではないことから、上記適用件数は適当な水準である。</p> <p>＜令和 5 年度の例＞（出典：（一社）全国信用保証協会連合会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証承諾件数 ・・・約 62 万件 ② ①のうち、有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数 ・・・約 6,400 件 ③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数 ・・・約 1,200 件 <p>また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第 20 条第 1 項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の業種に偏って適用されているわけではなく、信用保証協会に担保提供をして与信を得たい事業者はすべて対象となる。</p>														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>												
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>信用保証制度は、中小企業者等の資金調達にとって大きな役割を果たしている制度である。</p> <p>中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には、本特例措置によって利用負担が軽減され、資金調達の円滑化が図られており、今後も、中小企業者等の資金需要に対応していくためには、本税制措置の延長が必要。</p> <p>本特例措置によって、毎年 300 億円程度の信用創造がなされており、中小企業者等の資金繰り円滑化に対する寄与度は大きい。</p> <p>＜信用創造効果（\div担保設定額＝納付額 ÷ 税率）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>納付額 (百万円)</th><th>担保設定額 (億円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>60.5</td><td>403</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>118.5</td><td>790</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>62</td><td>413</td></tr> </tbody> </table> <p>※納付額（出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」）から経済産業省推計。 ※本特例措置の多くを占める不動産登記の税率 [1.5/1000] で推計</p>		納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)	令和 2 年度	60.5	403	令和 3 年度	118.5	790	令和 4 年度	62	413
	納付額 (百万円)	担保設定額 (億円)												
令和 2 年度	60.5	403												
令和 3 年度	118.5	790												
令和 4 年度	62	413												
	前回要望時の達成目標	資金繰り DI の改善及び保証承諾実績の増加												

	前回要望時 からの達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	<p>本特例措置により、信用保証制度を利用する際に担保を提供する中小企業者等の課税負担を軽減しており、必要資金借入時の資金調達コストを低減し、もって、資金調達環境の改善がなされている。</p> <p>※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用保証制度の利用負担を一定程度軽減し、信用保証制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。</p>
	これまでの 要 望 経 緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 46 年度に創設 ・以後 2 年ごとに適用期限を延長 ・平成 23 年度に軽減率縮減 (担保物件によらず一律 1/1,000 に軽減 → 改正後一律 1.5/1,000 に措置が縮減) ・以後 2 年ごとに適用期限を延長 (直近は令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 31 日まで))

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部金融課)

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長				
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）				
要望の内容	<p>【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】</p> <p>(措置対象) 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>(措置内容) 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p>				
内 容	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>－ 百万円 (－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改 正 増 減 収 額)</td> <td>(－ 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (－ 百万円)	(改 正 増 減 収 額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (－ 百万円)				
(改 正 増 減 収 額)	(－ 百万円)				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>				

今回 の 要 望 へ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業の発展
		—
	政策の 達成目標	—
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付 けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
	同上の期間 中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
	政策目標の 達成状況	—
	要望の 措置の 適用見込み	—
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和2年度予算においては下記の通り措置している。 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫出資金：2,074,500,000千円の内数 ・危機対応円滑化業務出資金：1,080,100,000千円 令和3年度予算においては下記の通り措置している。 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫出資金：140,300,000千円の内数 ・株式会社日本政策金融公庫出資金：66,300,000千円の内数 令和4年度予算においては下記の通り措置している。 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫出資金：61,300,000千円
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置 の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印 紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対 象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定され ていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> <p>令和5年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。</p> <p>令和6年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和7年3月末まで延長された。</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省 経済産業政策局 産業組織課)

項目名	スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的
	<p>我が国企業を取り巻く事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業がこれまで以上に積極的に事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を成長領域に適切に配分していくことが重要。</p> <p>特に、スピンオフについては、現在の企業又は企業グループの中に留められているままでは成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、独自に資本市場から資金供給等も得ながらその潜在力を発揮させる重要な事業切出し手法である。</p> <p>平成29年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフの円滑な実施を図るため、グループ通算制度の適用会社における完全子会社の税制適格スピンオフの実施に際して親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額を定めるための分配資産割合の計算に関して所要の措置を講じることで、企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p>
	(2) 施策の必要性
	<p>グループ通算制度の適用会社は、制度上、完全子会社（通算子法人）のグループ通算制度からの離脱に当たって、離脱の直前に投資簿価修正を行い、親会社から離脱する完全子会社の株式の帳簿価額を計算する必要がある。</p> <p>スピンオフする親会社の株主における、スピンオフされる完全子会社の株式の取得価額及び親会社株式の取得価額の計算に用いる分配資産割合について、現行制度では「スピンオフ直前」の完全子会社株式の帳簿価額に相当する金額を用いることとされている。この点、グループ通算制度の適用会社に関しては、スピンオフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程度の準備期間が必要となるため、スピンオフ時点では投資簿価修正を踏まえた帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができず、その結果、スピンオフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額及び親会社株式の取得価額をスピンオフ実行後直ちに算出することができない。このため、分配資産割合が確定するまでの間に各株主がいずれかの株式を譲渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に支障を来す可能性がある。</p> <p>仮に、スピンオフ時点では暫定的な分配資産割合を用いて親会社とスピンオフされる完全子会社の株式の取得価額を計算して株式分配を行い、分配資産割合の確定値を得た後に両社の株式の取得価額を再計算することが許容された場合には、株主や証券会社等にこの再計算に伴う修正申告等の追加的な税務対応が発生する他、分配資産割合の確定値を得るまでの間は各株式の真の取得価額が分からず、株主における株式取引に支障を来す可能性があるため、親会社もスピンオフの決定・実行を躊躇するおそれがある。また、株主による申告漏れのリスクや、税務署において修正申告や申告漏れ等に関する追加的な事務負担が生じる可能性もある。</p> <p>このため、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。</p>

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピ ンオフにおいて分配資産割合の計算に係る所要の措置を講ずることにより、グループ通算制度適用会社におけるスピ ンオフの円滑な実行を可能とし、もって企業の事業ポートフォリオの最 適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望が措置されることにより、スピ ンオフに向けた親会社における円滑な意思決定に寄与することが見込まれる。
	相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成 29 年度税制改正で課税の継延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピ ンオフは、特にコングロマ リットと呼ばれる複合企業が事業ポートフォリオの選択と集中を図るための事業切出しに用いられる手法であり、複数の事業分野の子会社を抱えるグループ通算制度適用企業においても活用が見込まれるもの。このため、グループ通算制度適用会社がスピ ンオフを検討する際に支障を来す可能性がある分配資産割合の計算上の課題に対して所要の措置を講ずることは、スピ ンオフの活用を下支えするものであるため、妥当。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>平成14年度要望 連結納稅制度を創設 平成29年度要望 スピンオフ制度を創設 令和2年度要望 連結納稅制度について、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納稅を行うグループ通算制度へ見直し 令和5年度要望 認定株式分配に係る課稅の特例措置を創設 (制度の適用の前提となる事業再編計画の認定期限は令和6年3月末まで) 令和6年度要望 認定株式分配に係る課稅の特例措置の延長 (制度の適用の前提となる事業再編計画の認定期限は令和10年3月末まで)</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省商務情報政策局情報産業課情報処理基盤産業室)

項目名	AI分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置の検討		
税目	—		
要望の内容	<p>産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI分野における国内投資の継続的な拡大に向けた税制上の措置を検討する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (—百万円) (—百万円)	— (—百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 AI 分野における国内投資の継続的な拡大により、我が国の生産性向上・産業競争力の強化及び経済安全保障に資する AI 技術の社会実装を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 構造的な人手不足に直面する我が国では、AI の利活用を通じた生産性向上が急務であり、一部産業においては AI の実装が始まっています。こうした社会実装を加速化させるためには、AI 分野の国内投資を促進する必要がある。</p>	
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日 閣議決定） 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (1) DX (AI・半導体) 産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投资支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。</p>
今回の要望へ租税特別措置()に關	政策の達成目標	我が国の生産性向上に資する AI 技術の社会実装を促進するため、日本国内における AI の利活用に必要となる国内投資を促進する。

	租税特別措置の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置 の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成度 及び目標に達 していない場 合の 理 由	—
	これまでの 要 望 経 緯	—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室)

項目名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置		
税目	所得税、法人税、消費税		
要望の内容	<p>企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する方針で検討を進めている。また、リース取引に係る貸手の会計処理の変更についても検討している。</p> <p>今般、同委員会において、リース会計基準の見直しについて上記内容とした草案が令和5年5月に公表されており、これを踏まえてリース会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置について要望するものである。</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一 百万円 (一 百万円) (一 百万円)
	(2) 施策の必要性	<p>我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。</p> <p>今般のリース会計基準の見直しにより、リース利用者をはじめ関連業界においては税務処理への影響が想定される。このため、リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>リース取引は我が国産業の設備投資の重要なツールである。リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることが必要である。</p>	

今回 の要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	適切な税制上の措置を講ずることで、リース利用者をはじめ関連業界への追加的な負担発生を回避し、今後のリース取引の健全な発展を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相 當 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に過度な負担が生じ、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることを要望するものであり、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展を促進する上で有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
	相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	相 當 性	要望の措置の妥当性	リース会計基準の見直しに伴う税務処理において、リース取引の利用者等に生じる過度な負担が、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えることがないよう、適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引上の追加負担の発生を回避し、その健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税目	所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3		
要望の内容	適用期限を2年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一百万円 (▲46,300百万円) (一百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>	
今回の要望（租税特別措置）に関する合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>7. 中小企業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和6年6月21日）</p> <p>第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。</p>	<p>政策の達成目標</p> <p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目指とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。

	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>																																																																																																								
同上の期間中の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																																																																																																								
政策目標の達成状況	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要なとなってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <table border="1"> <caption>Estimated data for '中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率' (%)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22 I</td><td>52</td></tr> <tr><td>H22 III</td><td>55</td></tr> <tr><td>H23 I</td><td>50</td></tr> <tr><td>H23 III</td><td>53</td></tr> <tr><td>H24 I</td><td>52</td></tr> <tr><td>H24 III</td><td>54</td></tr> <tr><td>H25 I</td><td>53</td></tr> <tr><td>H25 III</td><td>55</td></tr> <tr><td>H26 I</td><td>54</td></tr> <tr><td>H26 III</td><td>56</td></tr> <tr><td>H27 I</td><td>55</td></tr> <tr><td>H27 III</td><td>57</td></tr> <tr><td>H28 I</td><td>56</td></tr> <tr><td>H28 III</td><td>58</td></tr> <tr><td>H29 I</td><td>57</td></tr> <tr><td>H29 III</td><td>59</td></tr> <tr><td>H30 I</td><td>58</td></tr> <tr><td>H30 III</td><td>59</td></tr> <tr><td>H31 I</td><td>59</td></tr> <tr><td>H31 III</td><td>58</td></tr> <tr><td>R2 I</td><td>52</td></tr> <tr><td>R2 III</td><td>57</td></tr> <tr><td>R3 I</td><td>54</td></tr> <tr><td>R3 III</td><td>56</td></tr> <tr><td>R4 I</td><td>53</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。</p> <p>設備投資実施割合の推移</p> <table border="1"> <caption>Estimated data for '設備投資実施割合の推移' (%)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24 I</td><td>25</td></tr> <tr><td>H24 III</td><td>28</td></tr> <tr><td>H25 I</td><td>29</td></tr> <tr><td>H25 III</td><td>30</td></tr> <tr><td>H26 I</td><td>32</td></tr> <tr><td>H26 III</td><td>34</td></tr> <tr><td>H27 I</td><td>36</td></tr> <tr><td>H27 III</td><td>37</td></tr> <tr><td>H28 I</td><td>38</td></tr> <tr><td>H28 III</td><td>39</td></tr> <tr><td>H29 I</td><td>40</td></tr> <tr><td>H29 III</td><td>41</td></tr> <tr><td>H30 I</td><td>41</td></tr> <tr><td>H30 III</td><td>42</td></tr> <tr><td>H31 I</td><td>40</td></tr> <tr><td>H31 III</td><td>41</td></tr> <tr><td>R2 I</td><td>30</td></tr> <tr><td>R2 III</td><td>31</td></tr> <tr><td>R3 I</td><td>32</td></tr> <tr><td>R3 III</td><td>33</td></tr> <tr><td>R4 I</td><td>34</td></tr> <tr><td>R4 III</td><td>35</td></tr> <tr><td>R5 I</td><td>36</td></tr> <tr><td>R5 III</td><td>37</td></tr> <tr><td>R6 I</td><td>38</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」</p>	期間	比率 (%)	H22 I	52	H22 III	55	H23 I	50	H23 III	53	H24 I	52	H24 III	54	H25 I	53	H25 III	55	H26 I	54	H26 III	56	H27 I	55	H27 III	57	H28 I	56	H28 III	58	H29 I	57	H29 III	59	H30 I	58	H30 III	59	H31 I	59	H31 III	58	R2 I	52	R2 III	57	R3 I	54	R3 III	56	R4 I	53	期間	割合 (%)	H24 I	25	H24 III	28	H25 I	29	H25 III	30	H26 I	32	H26 III	34	H27 I	36	H27 III	37	H28 I	38	H28 III	39	H29 I	40	H29 III	41	H30 I	41	H30 III	42	H31 I	40	H31 III	41	R2 I	30	R2 III	31	R3 I	32	R3 III	33	R4 I	34	R4 III	35	R5 I	36	R5 III	37	R6 I	38
期間	比率 (%)																																																																																																								
H22 I	52																																																																																																								
H22 III	55																																																																																																								
H23 I	50																																																																																																								
H23 III	53																																																																																																								
H24 I	52																																																																																																								
H24 III	54																																																																																																								
H25 I	53																																																																																																								
H25 III	55																																																																																																								
H26 I	54																																																																																																								
H26 III	56																																																																																																								
H27 I	55																																																																																																								
H27 III	57																																																																																																								
H28 I	56																																																																																																								
H28 III	58																																																																																																								
H29 I	57																																																																																																								
H29 III	59																																																																																																								
H30 I	58																																																																																																								
H30 III	59																																																																																																								
H31 I	59																																																																																																								
H31 III	58																																																																																																								
R2 I	52																																																																																																								
R2 III	57																																																																																																								
R3 I	54																																																																																																								
R3 III	56																																																																																																								
R4 I	53																																																																																																								
期間	割合 (%)																																																																																																								
H24 I	25																																																																																																								
H24 III	28																																																																																																								
H25 I	29																																																																																																								
H25 III	30																																																																																																								
H26 I	32																																																																																																								
H26 III	34																																																																																																								
H27 I	36																																																																																																								
H27 III	37																																																																																																								
H28 I	38																																																																																																								
H28 III	39																																																																																																								
H29 I	40																																																																																																								
H29 III	41																																																																																																								
H30 I	41																																																																																																								
H30 III	42																																																																																																								
H31 I	40																																																																																																								
H31 III	41																																																																																																								
R2 I	30																																																																																																								
R2 III	31																																																																																																								
R3 I	32																																																																																																								
R3 III	33																																																																																																								
R4 I	34																																																																																																								
R4 III	35																																																																																																								
R5 I	36																																																																																																								
R5 III	37																																																																																																								
R6 I	38																																																																																																								

		<p style="text-align: center;">(DI, ポイント)</p> <p style="text-align: center;">生産・営業用設備DIの推移</p> <table border="1"> <caption>生産・営業用設備DIの推移 (DI, ポイント)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>DI (点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>2</td></tr> <tr><td>H21</td><td>8</td></tr> <tr><td>H22</td><td>20</td></tr> <tr><td>H23</td><td>18</td></tr> <tr><td>H24</td><td>12</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2</td></tr> <tr><td>H26</td><td>0</td></tr> <tr><td>H27</td><td>0</td></tr> <tr><td>H28</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>0</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-2</td></tr> <tr><td>R2</td><td>8</td></tr> <tr><td>R3</td><td>5</td></tr> <tr><td>R4</td><td>2</td></tr> <tr><td>R5</td><td>0</td></tr> <tr><td>R6</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(年期)</p> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」</p> <p>(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。</p> <p>(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。</p>	期間	DI (点)	H20	2	H21	8	H22	20	H23	18	H24	12	H25	2	H26	0	H27	0	H28	0	H29	0	H30	0	H31	-2	R2	8	R3	5	R4	2	R5	0	R6	2
期間	DI (点)																																					
H20	2																																					
H21	8																																					
H22	20																																					
H23	18																																					
H24	12																																					
H25	2																																					
H26	0																																					
H27	0																																					
H28	0																																					
H29	0																																					
H30	0																																					
H31	-2																																					
R2	8																																					
R3	5																																					
R4	2																																					
R5	0																																					
R6	2																																					
	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用件数見込み)</p> <p>令和7年度 50,290件</p> <p>令和8年度 50,190件</p> <p>※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																																				
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p>																																				

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績 租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>【適用件数】 令和2年度：49,060件 令和3年度：51,857件 令和4年度：50,593件</p> <p>【減収額】 令和2年度：463億円 令和3年度：501億円 令和4年度：463億円</p> <p>租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：特別償却 21,339件 税額控除 29,254件 適用額：特別償却 1,814億円 税額控除 189億円 ※令和4年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。</p> <p>※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果</p>

	<p>効果を持つ可能性が示られており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
前回要望時の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要なになってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設</p> <p>平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8t 以上→3.5t 以上）</p> <p>平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）</p>

	令和3年度 令和5年度	2年間の延長（令和5年3月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 2年間の延長（令和7年3月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。
--	----------------	--

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部財務課)

項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	
税目	所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9	
要望の内容	適用期限を2年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲89,200百万円) (一百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要な要素となってきている。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>
今回の要望（租税特別措置）に関する事項	<p>7. 中小企業の発展</p> <p>○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） (目的)</p> <p>第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和6年6月21日）</p> <p>第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。</p>

	<p>政策の達成目標</p> <p>我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目指とする。</p> <p>労働生産性を 2020 年度比で 5%向上</p>																																										
	<table border="1"> <tr> <td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）</td></tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td><td>労働生産性を 2020 年度比で 5%向上</td></tr> </table>	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）	同上の期間中の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で 5%向上																																						
租税特別措置の適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）																																										
同上の期間中の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で 5%向上																																										
	<p>令和 5 年度における中小企業者等の労働生産性は 2020 年度比で 4.4% 向上となっている。</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要なとなってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p>																																										
政策目標の達成状況	<p style="text-align: center;">中小企業の労働生産性の推移</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>労働生産性 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2004年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2005年度</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>2006年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2007年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2008年度</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>2009年度</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>2010年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2011年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2012年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2013年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2014年度</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2015年度</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2016年度</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2017年度</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2018年度</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2019年度</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2020年度</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2021年度</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業=資本金 1 億円未満として集計 ※労働生産性 = 付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末） = 人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純</p>	年度	労働生産性 (百万円)	2003年度	5.3	2004年度	5.3	2005年度	5.1	2006年度	5.2	2007年度	5.3	2008年度	5.1	2009年度	5.1	2010年度	5.2	2011年度	5.3	2012年度	5.2	2013年度	5.3	2014年度	5.4	2015年度	5.5	2016年度	5.6	2017年度	5.7	2018年度	5.5	2019年度	5.4	2020年度	5.2	2021年度	5.3	2022年度	5.43
年度	労働生産性 (百万円)																																										
2003年度	5.3																																										
2004年度	5.3																																										
2005年度	5.1																																										
2006年度	5.2																																										
2007年度	5.3																																										
2008年度	5.1																																										
2009年度	5.1																																										
2010年度	5.2																																										
2011年度	5.3																																										
2012年度	5.2																																										
2013年度	5.3																																										
2014年度	5.4																																										
2015年度	5.5																																										
2016年度	5.6																																										
2017年度	5.7																																										
2018年度	5.5																																										
2019年度	5.4																																										
2020年度	5.2																																										
2021年度	5.3																																										
2022年度	5.43																																										

	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 22,434件 令和8年度 22,389件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向

		上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。
	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和 2 年度 : 23,079 件 令和 3 年度 : 23,919 件 令和 4 年度 : 22,569 件</p> <p>【減収額】 令和 2 年度 : 768 億円 令和 3 年度 : 914 億円 令和 4 年度 : 892 億円</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5 適用件数：特別償却 14,973 件 税額控除 7,596 件 適用額：特別償却 5,005 億円 税額控除 120 億円</p> <p>※令和 4 年度の適用状況</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和 5 年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。</p> <p>※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	前回要望時の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。

<p>前回要望時 からの達成度及び目標 に達していない場合の 理由</p>	<p>令和 5 年度における中小企業者等の設備投資は 13 兆円となっている。 令和 2 年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。 一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。</p> <p style="text-align: center;">設備投資額の推移（年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>06</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>07</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>08</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>09</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>10</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>11</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>12</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>13</td><td>25.5</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>15</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>16</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>17</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>18</td><td>32.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>19</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>20</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>21</td><td>31.0</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>22</td><td>32.0</td><td>11.9</td></tr> <tr><td>23</td><td>34.0</td><td>12.6</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	06	36.5	12.9	07	39.0	14.3	08	37.0	12.9	09	30.0	9.1	10	25.0	9.6	11	25.0	9.4	12	25.5	9.2	13	25.5	9.0	14	26.0	9.8	15	28.0	10.7	16	29.0	11.3	17	30.0	11.4	18	32.0	11.4	19	34.0	11.4	20	33.0	10.7	21	31.0	10.8	22	32.0	11.9	23	34.0	12.6
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																								
06	36.5	12.9																																																								
07	39.0	14.3																																																								
08	37.0	12.9																																																								
09	30.0	9.1																																																								
10	25.0	9.6																																																								
11	25.0	9.4																																																								
12	25.5	9.2																																																								
13	25.5	9.0																																																								
14	26.0	9.8																																																								
15	28.0	10.7																																																								
16	29.0	11.3																																																								
17	30.0	11.4																																																								
18	32.0	11.4																																																								
19	34.0	11.4																																																								
20	33.0	10.7																																																								
21	31.0	10.8																																																								
22	32.0	11.9																																																								
23	34.0	12.6																																																								
<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外</p>																																																									

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課)

項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
税目	法人税
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下「措置実施計画」という。）について、沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた事業者が、特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い取得した器具・備品についても課税の特例措置の適用対象に追加する。 ○ その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。 <p>【関係条文】</p> <p>沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9 租税特別措置法施行令第27条の9 租税特別措置法施行規則第20条の4</p>

平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲155 百万円 (▲0 百万円)
(改正増減収額)	(— 百万円)

(1) 政策目的

国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

(2) 施策の必要性

沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位であるところ、こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興策が講じられている。観光産業は沖縄のリーディング産業として沖縄経済を牽引してきたものの、観光客の「一人当たり県内消費額」や「平均滞在日数」が伸び悩むなど、観光客の増加が必ずしも経済の好循環や一人当たり県民所得の向上につながっていないといった課題を抱えている。

観光客一人当たりの消費単価の向上と平均滞在日数の延伸に向けて、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など「質の向上」に向けた施策に取り組んでいるところ、沖縄を訪れる観光客の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、民間の活力を活用し魅力のある観光関連施設を充実させていく必要がある。

以上のことから、民間主導による観光関連施設の設置のため、更なる投資促進が図られるよう、本特例措置を講ずる。

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展		
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標 <ul style="list-style-type: none"> ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数 ○ 目標値 <ul style="list-style-type: none"> ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 <算出方法> 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額=17,146百万円÷11年=1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く $1,559\text{百万円} \times 2\text{年}(R7 \cdot R8) = 31\text{億}18\text{百万円}$ <p style="text-align: right;">【沖縄県調査を基に算出】</p> <p>※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間観光関連施設の設置数 令和8年度民間観光関連施設数：304施設 <算出方法> 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">R5</td> <td style="width: 50%;">R8</td> </tr> <tr> <td>施設数 259施設</td> <td>⇒ 304施設 (+45施設)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【沖縄県調査を基に算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。 (参考) ・従前の達成目標 ①県内の対象施設等における事業認定申請率 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況 	R5	R8
R5	R8			
施設数 259施設	⇒ 304施設 (+45施設)			

	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策目標の達成状況</p>	<p>令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間</p> <p>○ 達成目標 上記達成目標と同じ</p> <p>○ 過去の達成状況 ・本制度の活用対象となる特定民間観光関連施設のうち本制度が適用された施設の設備投資額</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td><td>28,221</td><td>0</td><td>2,687</td><td>0</td><td>832</td></tr> </tbody> </table> <p>【年間投資額はR1年度からR4年度まで沖縄県調査、R5年度は事業者申請書】</p> <p>※令和元年度：取得価額の情報が取得できないため、課税標準額を取得価額としている。</p> <p>・民間観光関連施設数（累計）</p> <p style="text-align: right;">単位：施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間観光関連施設</td><td>222</td><td>229</td><td>233</td><td>237</td><td>259</td></tr> <tr> <td>うち、特定民間観光関連施設</td><td>19</td><td>19</td><td>24</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr> <td>うち、宿泊施設</td><td>203</td><td>210</td><td>209</td><td>213</td><td>234</td></tr> </tbody> </table> <p>【特定民間観光関連施設は沖縄県調査。宿泊施設は沖縄県「宿泊施設実態調査」】</p> <p>※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。</p> <p>※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテル数を記載。</p>		R1	R2	R3	R4	R5	投資額	28,221	0	2,687	0	832		R1	R2	R3	R4	R5	民間観光関連施設	222	229	233	237	259	うち、特定民間観光関連施設	19	19	24	24	25	うち、宿泊施設	203	210	209	213	234
	R1	R2	R3	R4	R5																																	
投資額	28,221	0	2,687	0	832																																	
	R1	R2	R3	R4	R5																																	
民間観光関連施設	222	229	233	237	259																																	
うち、特定民間観光関連施設	19	19	24	24	25																																	
うち、宿泊施設	203	210	209	213	234																																	
	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>有効性</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>令和7年度以降、平年度で5件、190百万円の投資税額控除の適用が見込まれる。</p> <p>※平成30年度～令和4年度実績の平均値、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により算出。</p> <p>【平成30年度～令和4年度実績は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による】</p> <p>【拡充に伴う適用見込みは事業者ヒアリング・沖縄県提供情報による】</p> <p>○ 今後の達成見込み</p> <p>・特定民間観光関連施設の設備投資額</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td><td>1,559</td><td>1,559</td><td>1,559</td></tr> </tbody> </table> <p>(考え方)</p> <p>平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額=17,146百万円÷11年=1,559百万円/年</p> <p>※令和元年度は取得価額が不明なため除く</p> <p>【沖縄県調査を基に算出】</p> <p>※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和7・8年度に数百億円程度の投資が見込まれる。</p>		R6	R7	R8	投資額	1,559	1,559	1,559																												
	R6	R7	R8																																			
投資額	1,559	1,559	1,559																																			

		<p>・ 民間観光関連施設数（累計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間観光関連施設</td><td>274</td><td>289</td><td>304</td></tr> <tr> <td>うち、特定民間観光関連施設</td><td>29</td><td>33</td><td>37</td></tr> <tr> <td>うち、宿泊施設</td><td>245</td><td>256</td><td>267</td></tr> </tbody> </table> <p>※観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設と宿泊施設）の設置数とする。</p> <p>※特定民間観光関連施設について、H24以降に本制度が適用された施設数を記載。令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。平成24年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税の課税免除対象件数の最高値4件を目標値に採用。</p> <p>※宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。平成27年度から令和4年度までの平均増加数を目標値に採用。</p>		R6	R7	R8	民間観光関連施設	274	289	304	うち、特定民間観光関連施設	29	33	37	うち、宿泊施設	245	256	267				
	R6	R7	R8																			
民間観光関連施設	274	289	304																			
うち、特定民間観光関連施設	29	33	37																			
うち、宿泊施設	245	256	267																			
	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 事業所税の資産割の課税標準の特例 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																				
相当性	要望の措置の妥当性	<p>世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる特例措置が的確な手段である。</p> <p>また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。</p> <p>適用実績が伸び悩んでいる理由としては、近年のコロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は現在回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられるところ、観光産業の回復及び更なる発展を後押ししていくためにも、本特例措置の継続が必要である。</p>																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○過去3年間の適用実績</p> <p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>1</td> <td>28</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】</p> <p>※令和5年度の件数及び金額は推計。</p>	項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	1	28	2	18	3	35
項目	令和3年度			令和4年度		令和5年度																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																
投資税額控除	1	28	2	18	3	35																

租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○過去3年間の適用実態調査結果 (単位:件、百万円)									
	項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		件数	金額	
投資税額控除		件数	金額	件数	金額	件数	金額			
		1	1	1	28	2	18			
【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】										
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>対象施設が本税制措置の適用を受けるためには、事業の高附加值化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本特例措置の活用を通じて、対象施設における事業の高附加值化等を促進する直接的な効果がある。</p> <p>また、税負担を軽減することによって、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促すことで、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の消費額と滞在日数の増加にもつながることが期待される。</p> <p>・観光関連指標の推移</p>									
	年度 項目	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	入域観光客数(万人)	592	877	958	1,000	947	258	327	677	853
	観光収入(億円)	3,997	6,603	6,979	7,341	7,047	2,485	2,924	7,013	8,507
	観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.75	3.71	3.68	3.59	3.70	4.17	4.42	4.25	4.04
	観光客一人当たりの県内消費額(円)	67,459	75,297	72,853	73,374	74,425	99,956	91,555	103,706	99,699
【沖縄県調査】										
※令和2年度～令和5年度は新型コロナウイルスの影響のため試算値。										
前回要望時の達成目標	<p>○所期の達成目標(令和4年度税制改正要望時)</p> <p>①県内の対象施設等における事業認定申請率: 3.4%～3.6%(令和5年度) <u>(考え方)</u> 6件／168施設 + 6件 = 3.4% (令和4・5年度の投資が全て新設の場合) 6件／168施設 = 3.6% (令和4・5年度の投資が全て増設の場合) ※施設数は沖縄県調べによる実績。</p> <p>②事業認定要件で定める基準値の達成状況</p> <p>※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均 55% ・本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5% 									

	<ul style="list-style-type: none"> ・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%） ・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）
<p>前回要望時 からの達成度及び目標 に達してい ない場合の 理　　由</p>	<p>○所期の達成目標の達成状況 ①県内の対象施設等における事業認定申請率： $1 \text{ 件} / 173 \text{ 施設} = 0.6\%$（令和5年度） <u>（考え方）</u> 令和5年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全173施設。 ※施設数は沖縄県調べによる実績。</p> <p><u>（補足）</u> 令和3年度に当要望書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたところ、結果的には3年延長となっており、「所期の達成目標」における最終年度と本税制の期限年度にそれが生じている。 ※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える。</p> <p>○目標未達の理由 令和3年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものとの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。 しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、令和2年度には前年度比（▲8割減（約14億円））と大きく落ち込み、令和3年度から令和5年度までにおいても約30億円と、令和元年度の5割程度の低い水準で推移している。観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">沖縄振興開発金融公庫宿泊施設（設備）に係る貸付実績 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 件数 80件 53件 27件 31件 47件 貸付額 7,249百万円 1,386百万円 3,408百万円 3,099百万円 3,065百万円 【沖縄振興開発金融公庫 業務統計年報より】</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成10年度　　観光振興地域制度を創設 平成14年度　　観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度　　観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度　　観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p>

	平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充 (宿泊施設内の観光関連施設を追加) 及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和
	平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外 (野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館)
	令和元年度 2 年間延長
	令和 3 年度 1 年間延長
	令和 4 年度 3 年間延長等(県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し)

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課)

項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
税目	法人税
要望の内容	<p>【延長】 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、以下の課税の特例について、適用期限（令和7年3月31日）から2年間の延長を要望する。</p> <p>(情報通信産業振興地域) ア 投資税額控除（法人税） ・ 対象地域内において情報通信業務用設備を新設又は増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (ア) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものの 8% (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるものの 15% ・ 法人税額の20%が上限額（繰越4年）、取得価額の上限額20億円 ・ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区) イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・ 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後10年間）</p> <p>【その他】 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p>

平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (▲100 百万円)
(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)

(1) 政策目的

沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。

本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高附加值化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。

(2) 施策の必要性

昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成10年度に情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。

今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域における課税の特例について延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた情報通信関連産業の集積に加え、対象事業への追加、認定要件への従業員給与水準向上の追加等により、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図っていくこととしている。

本特例措置を拡充・延長することにより、引き続き、沖縄の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展														
		政策の達成目標	<p>1 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 <p>2 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制を活用した新規立地企業の数 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 														
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間														
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・税制を活用した新規立地企業数 2社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を平年1.2%以上向上 														
	政策目標の達成状況	<p>本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の情報通信関連企業(社)</td> <td>531</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ。</p>			令和4年度	令和5年度	県内の情報通信関連企業(社)	531	563	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—
	令和4年度	令和5年度															
県内の情報通信関連企業(社)	531	563															
情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0															
税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1															
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5															
要望の措置の適用見込み	今後は平年度で所得控除1件、投資税額控除1件の適用を見込む。																
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果が期待され、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>															
相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の資産割の課税標準の特例 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															

	要望の措置の妥当性	<p>情報通信産業振興地域・特別地区においては、対象事業が特定情報通信事業を含めた情報通信産業の一部と多岐にわたり、該当する企業の規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業に対し、当該地域への立地誘引や設備投資を促す効果的な手段としては、特定企業を対象とした予算・補助金等の措置ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対処し、全ての対象事業の企業に対し制度が保証される税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業の振興や自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>																													
	租税特別措置の適用実績	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td><td>適用法人数(件)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用法人数(件)</td><td>13</td><td>8</td><td>23</td></tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td><td>526</td><td>104</td><td>1,032</td></tr> </tbody> </table> <p>※R3年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5年度は沖縄県調べにおける適用額に基づいて試算。</p>			R3年度	R4年度	R5年度	所得控除	適用法人数(件)	1	1	1	減収額(百万円)	1	1	1	投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23	減収額(百万円)	526	104	1,032						
		R3年度	R4年度	R5年度																											
所得控除	適用法人数(件)	1	1	1																											
	減収額(百万円)	1	1	1																											
投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23																											
	減収額(百万円)	526	104	1,032																											
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>過去3年間の適用実態調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数(件)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数(件)</td><td>19</td><td>13</td><td>8</td></tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td><td>569</td><td>526</td><td>104</td></tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：42の9、60、68の13、68の63</p>			R2年度	R3年度	R4年度	所得控除	適用件数(件)	1	1	1	控除額(百万円)	2	3	2	投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8	控除額(百万円)	569	526	104						
		R2年度	R3年度	R4年度																											
所得控除	適用件数(件)	1	1	1																											
	控除額(百万円)	2	3	2																											
投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8																											
	控除額(百万円)	569	526	104																											
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>【令和4年度から令和6年度における測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した新規立地企業の数 7社以上／年 ・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上 <p>測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。</p> <p>本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>1.2</td><td>1.2</td></tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)</td><td>—</td><td>74.5</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※実績については沖縄県調べ。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2	税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																										
税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2																										
税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—																										
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2																										
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—																										

	<p>前回要望時の達成目標</p> <p>1 達成目標 ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上</p> <p>2 測定指標 ・税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>令和4年度に設定した測定指標について、新規立地企業数については目標を満たせなかったものの、労働生産性上昇率については達成している。</p> <p>新規立地企業数について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、沖縄県への企業進出が控えられたことが要因の一つと考えられる。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設</p> <p>平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設</p> <p>平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和)</p> <p>平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等</p> <p>平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超)</p> <p>平成29年 ・2年間延長</p> <p>平成31年 ・2年間延長</p> <p>令和3年度 ・1年間延長</p> <p>令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課)

項目名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>【その他】 ○適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p> <p>【延長する課税の特例】</p> <p>(1)～(2)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ）</p> <p>(1) 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 <p>(2) 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、特別償却できる。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円 <table border="1" style="margin-top: 20px; width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td> <td style="width: 40%;">— 百万円 (▲100百万円) (— 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲100百万円) (— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲100百万円) (— 百万円)		

(1) 政策目的

沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に寄与する DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や再生可能エネルギー源を利用促進することによる新たな価値の創出・普及を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。

(2) 施策の必要性

昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基礎となる製造業等の振興を図るための施策である。

今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、課税の特例措置の延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図り、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。

今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展							
		<p>【達成目標】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で 1,034 百万円、令和 8 年度までに 2,068 百万円増加させる。</p> <p>※計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績 47 百万円に、令和 6 年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数 22 社を乗じて算出。</p>							
	政策の 達成目標	<p>【達成目標】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額</p>							
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間							
	同上の期間 中の達成目 標	<p>【達成目標】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額</p>							
	政策目標の 達成状況	<p>【達成目標の達成状況】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和 4 年度▲55,385 百万円、令和 5 年度 53,502 百万円と合計▲1,883 百万円であり、達成目標 2,726 百万円の実現には至っていない。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画認定を受けた先の付 加価値額の増加額</td> <td>▲55,385</td> <td>53,502</td> <td>▲1,883</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 沖縄県の調査 (R4 認定事業者 (13 者)、R5 認定事業者 (27 者) の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)</p>		R4	R5	合計	計画認定を受けた先の付 加価値額の増加額	▲55,385	53,502
	R4	R5	合計						
計画認定を受けた先の付 加価値額の増加額	▲55,385	53,502	▲1,883						
有 効 性	要望の 措置の 適用見込み	今後、平年度で投資税額控除 19 件 (152 百万円)、特別償却 3 件 (87 百万円) の適用を見込む。							

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を活用した新たな設備投資により、製造業等の生産性・生産額が拡大するとともに、税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本特例措置は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。 このように、本特例措置は製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るものであるとともに生産性向上に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現を強力に推進するものであり、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。																							
相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	・事業所税の資産割の課税標準の特例 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を推進するものである。 これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。 また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることではなく、必要最小限の措置となっている。																							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>135</td> <td>42</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>55</td> <td>25</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)</p>	項目		R2	R3	R4	投資税額控除	適用件数	25	13	16	減収額	135	42	84	特別償却	適用件数	6	4	0	減収額	55	25	0
項目		R2	R3	R4																					
投資税額控除	適用件数	25	13	16																					
	減収額	135	42	84																					
特別償却	適用件数	6	4	0																					
	減収額	55	25	0																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>135</td> <td>42</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>233</td> <td>107</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	項目		R2	R3	R4	投資税額控除	適用件数	25	13	16	適用額	135	42	84	特別償却	適用件数	6	4	0	適用額	233	107	0	
項目		R2	R3	R4																					
投資税額控除	適用件数	25	13	16																					
	適用額	135	42	84																					
特別償却	適用件数	6	4	0																					
	適用額	233	107	0																					

根拠条文：12、42の9、45

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>令和元年度から令和5年度までに本特例措置を活用した企業数は111社で、これらの企業による設備投資額は584億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。</p> <p>なお、平成28年度に設定した測定指標に対し、活用事業者の実績に乖離がある要因としては、平成27年度まで本制度を活用していた事業者が、平成28年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。</p>																																																
実績・見込	(単位：社、百万円)																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用事業者数（指標）</td><td>60</td><td>70</td><td>82</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>活用事業者数（実績）</td><td>26</td><td>31</td><td>17</td><td>16</td><td>21</td><td>—</td></tr> <tr> <td>活用事業者数（見込）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>22</td></tr> <tr> <td>設備投資額（指標）</td><td>23,463</td><td>27,373</td><td>32,066</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設備投資額（実績）</td><td>5,266</td><td>9,977</td><td>11,782</td><td>9,160</td><td>22,185</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設備投資額（見込）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>11,569</td></tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	R6	活用事業者数（指標）	60	70	82	—	—	—	活用事業者数（実績）	26	31	17	16	21	—	活用事業者数（見込）	—	—	—	—	—	22	設備投資額（指標）	23,463	27,373	32,066	—	—	—	設備投資額（実績）	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—	設備投資額（見込）	—	—	—	—	—	11,569
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																											
活用事業者数（指標）	60	70	82	—	—	—																																											
活用事業者数（実績）	26	31	17	16	21	—																																											
活用事業者数（見込）	—	—	—	—	—	22																																											
設備投資額（指標）	23,463	27,373	32,066	—	—	—																																											
設備投資額（実績）	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—																																											
設備投資額（見込）	—	—	—	—	—	11,569																																											
<p>※R1年度からR3年度まで活用事業者数（指標）及び設備投資額（指標）は、H28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの。R4年度からR6年度は指標がなく「—」とした。</p> <p>※活用事業者数（実績）は、R1年度からR4年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」（財務省）、R5年度沖縄県調査</p> <p>※R6年度活用事業者数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出</p> <p>※設備投資額（実績）は、産業イノベーション促進地域の実施状況より</p> <p>※R6設備投資額（見込）は、R1年度からR5年度までの設備投資額の合計58,370百万円を活用事業者数の合計111件で除した526百万円にR6年度活用事業者数（見込）22件を乗じて算出</p>																																																	
前回要望時の達成目標	<p>(脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額</p> <p>(脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合) 本特例措置を活用した事業における温室効果ガスの排出量の令和5年度における削減率</p>																																																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和4年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和5年5月に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。</p>																																																

	<p>本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。</p>
これまでの 要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 14 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域の創設 ○平成 19 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・5 年間延長 ○平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000 万円超→500 万円超） ○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超） ○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長 ○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長 ○令和 3 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・1 年間延長 ○令和 4 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称 <ul style="list-style-type: none"> ・3 年間延長 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課）

項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等				
税目	所得税、法人税				
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>【拡充要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直ししたうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加するとともに、その他必要な措置を講じる。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。 <p>【延長する課税の特例】</p> <p>(1)～(3)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ）</p> <p>(1) 投資税額控除（法人税）</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した認定事業者である青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8% ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの 15% <p>イ 法人税額の20%限度（繰越税額控除4年）、取得価額の上限 20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(2) 特別償却（法人税、所得税）</p> <p>ア 1,000万円を超える建物等 25%、100万円を超える機械及び装置 50%</p> <p>イ 取得価額の上限額 20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(3) 所得控除</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、認定法人の認定特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（認定法人で法人設立後10年間）</p> <table border="1" style="margin-top: 20px; width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="width: 40%;">▲6 百万円 (▲100 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改 正 増 減 収 額)</td> <td>(一 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲6 百万円 (▲100 百万円)	(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲6 百万円 (▲100 百万円)				
(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)				

(1) 政策目的

急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（M R O）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。

(2) 施策の必要性

昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、関税法上の保税地域制度、立地企業に対する税制及び金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するための施策である。

国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要であるほか、割高な物流コストなど島しょ性に起因する不利性がある。係る状況下、沖縄振興特別措置法が令和 14 年 3 月 31 日まで延長をしたところであるが、国際物流拠点産業の集積は未だ途上にあるため、沖縄振興特別措置法の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、沖縄における産業及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済を構築するための本特例措置による施策を継続して行う必要がある。

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展								
		政策の達成目標	1 達成目標 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 2 測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加								
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間								
		同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 令和8年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を10社とする。 ※年平均で24社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するものと試算 2. 参考指標 ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額								
	政策目標の達成状況	【政策目標の達成状況】 国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は、本税制を活用しつつ着実に増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んできていると判断できる。									
		① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位:社)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>223</td><td>196</td><td>251</td><td>263</td><td>265</td></tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	223	196	251
R1	R2	R3	R4	R5							
223	196	251	263	265							
有 效 性	要望の措置の適用見込み	※沖縄県調査									
	② ①のうち新規立地企業数 (単位:社)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td><td>20</td><td>65</td><td>15</td><td>22</td></tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	44	20	65	15
R1	R2	R3	R4	R5							
44	20	65	15	22							
※沖縄県調査											
	③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位:社)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	2	0	2	1
R1	R2	R3	R4	R5							
2	0	2	1	1							
※沖縄県調査											
	今後、平年度で所得控除2件(149百万円)、投資税額控除33件(226百万円)、特別償却5件(288百万円)の適用を見込む。										

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の 223 社から令和 5 年度までに 42 社増加し 265 社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約 32 社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>47</td><td>36</td><td>27</td><td>12</td><td>8</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr> <tr> <td>計</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和 1 年度から令和 4 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から試算。令和 5 年度については沖縄県調査による件数。</p>	項目	R1	R2	R3	R4	R5	所得控除	3	1	1	3	2	投資税額控除	47	36	27	12	8	特別償却	9	3	3	2	5	計	59	40	31	17	15
項目	R1	R2	R3	R4	R5																											
所得控除	3	1	1	3	2																											
投資税額控除	47	36	27	12	8																											
特別償却	9	3	3	2	5																											
計	59	40	31	17	15																											
	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。） 																														
相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																														
要望の措置の妥当性	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。また、本特例措置においては、集積地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除については、対象業種が 5 業種に限定されていることから適用できる企業は少ない。</p>																															

		<p>しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためにインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。</p> <p>(2) 特別償却</p> <p>特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。</p> <p>本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となつた企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越しすることが可能である。よって、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。</p>																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p>(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除 適用件数</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td>所得控除 適用額</td><td>74</td><td>173</td><td>183</td></tr> <tr> <td>投資税額控除 適用件数</td><td>27</td><td>12</td><td>8</td></tr> <tr> <td>投資税額控除 適用額</td><td>170</td><td>52</td><td>310</td></tr> <tr> <td>特別償却 適用件数</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr> <tr> <td>特別償却 適用額</td><td>41</td><td>15</td><td>306</td></tr> </tbody> </table> <p>(R3～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度については沖縄県調査による件数及び金額)</p>	項目	R3	R4	R5	所得控除 適用件数	1	3	2	所得控除 適用額	74	173	183	投資税額控除 適用件数	27	12	8	投資税額控除 適用額	170	52	310	特別償却 適用件数	3	2	5	特別償却 適用額	41	15	306
項目	R3	R4	R5																											
所得控除 適用件数	1	3	2																											
所得控除 適用額	74	173	183																											
投資税額控除 適用件数	27	12	8																											
投資税額控除 適用額	170	52	310																											
特別償却 適用件数	3	2	5																											
特別償却 適用額	41	15	306																											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p>(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除 適用件数</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr> <td>所得控除 適用額</td><td>134</td><td>74</td><td>173</td></tr> <tr> <td>投資税額控除 適用件数</td><td>36</td><td>27</td><td>12</td></tr> <tr> <td>投資税額控除 適用額</td><td>158</td><td>170</td><td>52</td></tr> <tr> <td>特別償却 適用件数</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td>特別償却 適用額</td><td>23</td><td>41</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> <p>根拠条文: 12、42 の 9、45、60、68 の 13、68 の 27、68 の 63</p>	項目	R2	R3	R4	所得控除 適用件数	1	1	3	所得控除 適用額	134	74	173	投資税額控除 適用件数	36	27	12	投資税額控除 適用額	158	170	52	特別償却 適用件数	3	3	2	特別償却 適用額	23	41	15
項目	R2	R3	R4																											
所得控除 適用件数	1	1	3																											
所得控除 適用額	134	74	173																											
投資税額控除 適用件数	36	27	12																											
投資税額控除 適用額	158	170	52																											
特別償却 適用件数	3	3	2																											
特別償却 適用額	23	41	15																											
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		<p>本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。</p> <p>また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の 223 社から令和 5 年度までに 42 社増加し 265 社となっており、そのうち、毎年一定数の企業(年平均で約 32 社)が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。</p> <p>なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。</p>																												

	<p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、企業の投資活動が活発化することで、企業集積が進むことが見込まれる。</p> <p>(測定指標) ・本制度を活用した企業数の増加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">実績及び将来の見込み</th><th>(単位：社)</th></tr> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(実績)</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>うち新規立地企業数</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>活用企業数(見込み)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>37</td><td></td></tr> <tr> <td>うち新規立地企業数</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※令和1年度から令和4年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から試算。令和5年度については沖縄県調査による件数。 ※うち新規立地企業数、令和6年度の活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「適用額・減収額見込み」参照。</p>	実績及び将来の見込み							(単位：社)		R1	R2	R3	R4	R5	R6		活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	-		うち新規立地企業数	2	0	2	1	1	-		活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	37		うち新規立地企業数	-	-	-	-	-	3	
実績及び将来の見込み							(単位：社)																																										
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																											
活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	-																																											
うち新規立地企業数	2	0	2	1	1	-																																											
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	37																																											
うち新規立地企業数	-	-	-	-	-	3																																											
前回要望時の達成目標	<p>令和5年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を22社とする。 <p>※年平均で21社立地し、そのうち30%超の企業が本特例を活用するものと試算</p>																																																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>実績及び将来の見込みによれば、令和3年度から令和5年度の新規立地企業のうち本特例措置を活用した企業数の実績は4社となっており、目標値を下回っている。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数值が過大であったことが要因と考えられる。</p> <p>今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。</p> <p>引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。</p>																																																
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成10年度 <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 ○平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 																																																

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○平成 26 年度<ul style="list-style-type: none">・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等）○平成 29 年度<ul style="list-style-type: none">・国際物流拠点産業集積地域 延長○令和元年度<ul style="list-style-type: none">・国際物流拠点産業集積地域 延長○令和 3 年度<ul style="list-style-type: none">・国際物流拠点産業集積地域 延長○令和 4 年度<ul style="list-style-type: none">・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等）・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 |
|--|---|

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、経済産業政策局産業資金課）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）					
税目	所得税					
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <p>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。</p> <p>2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</p> <p>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</p>					
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>▲7,860百万円 (一 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改 正 増 減 収 額)</td> <td>(一 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲7,860百万円 (一 百万円)	(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲7,860百万円 (一 百万円)					
(改 正 増 減 収 額)	(一 百万円)					
(1) 政策目的	<p>個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p>					
(2) 施策の必要性	<p>わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。</p> <p>こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>					

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
	相 當 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：94万口座（日本証券業協会調べ） 株式取引：1,531万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数」）
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性		予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課）

項目名	外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し						
税目	消費税・酒税						
要望の内容	<p>【制度の概要】 消費税法第8条等に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。</p> <p>【要望の内容】 令和6年度「税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、外国人旅行者向け免税制度については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、制度の詳細について結論を得る。また、輸出酒類販売場制度についても、同様の改正を行う。</p>						
内容	<p>【関係条文】 (消費税) 消費税法第8条 消費税法施行令第18条～第18条の5 消費税法施行規則第6条～第10条 (酒税) 租税特別措置法第87条の6</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>- 百万円 (- 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(- 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 (- 百万円)	(改正増減収額)	(- 百万円)	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 (- 百万円)						
(改正増減収額)	(- 百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化に繋げ、外国人旅行消費額の更なる増加と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 外国人旅行者向け免税制度については、店舗での手續時間や業務負担が大きく、外国人旅行者の利便性を損なう側面もあった。また、昨今、制度の悪用事例も散見されるところである。そのため、免税店での業務負荷等の課題を解決するとともに、不正対策も講じつつ、外国人旅行者の免税手続における利便性向上を図ることが必要不可欠である。</p>						

今 回 の 要 求 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する
	合理的性 租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する
	同上の期間 中の達成目標 政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 2023年：5兆3,065億円
		—
	有効性 要望の措置の適用見込み 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。
	相当性 当該要望項目以外の税制上の措置	外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し（地方消費税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>地方部における新消費税免税店モデル構築等事業 【要求内容】地方部で工芸品・特産品等の高単価商品を販売している小売店が免税店化するまでの課題を収集した上で、当該課題の解決に資するDMO等が主体となり、免税店の普及支援をモデル的に実施し、他地域への事例展開へも活かす。 【令和7年度予算概算要求額】：50百万円</p>

		令和6年度税制改正（外国人旅行者向け免税制度の見直し）を踏まえた補助事業も要望。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	令和6年度税制改正の大綱において、外国人旅行者向け免税制度について「免税店の事務負担の軽減に十分配慮」した上で制度の詳細について結論を得ることとされていることを踏まえ、必要な予算措置を検討。
	要望の措置の妥当性	外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図るためにには、本措置を講ずることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 2013年：1兆4,167億円 2014年：2兆278億円 2015年：3兆4,771億円 2016年：3兆7,476億円 2017年：4兆4,162億円 2018年：4兆5,189億円 2019年：4兆8,135億円 2020年：7,446億円 2021年：1,208億円 2022年：8,987億円 2023年：5兆3,065億円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> ○免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。（平成26年10月開始） ○免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。（平成27年4月開始） ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（平成28年5月開始） ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（平成30年7月開始） ○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（令和元年7月開始）

	<ul style="list-style-type: none"> ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じたことにより、24時間購入可能となる等、外国人旅行者の利便性向上に繋がった。（令和3年10月1日開始） ○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、免税手続の際にVisit Japan Webを活用した本人情報の確認が可能となったことにより、店舗の免税手続の負担軽減及び外国人旅行者の利便性向上に寄与した。（令和5年4月1日開始）
前回要望時の達成目標	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額 2019年：4兆8,135億円 2020年：7,446億円 2023年：5兆3,065億円 <p>2019年の「訪日外国人旅行消費額」は過去最高（当時）となつた一方、翌2020年以降は新型コロナウイルスの影響により大幅に減少した。2023年は2019年を上回り過去最高を更新、短期目標の早期5兆円を達成。2030年15兆円に向けて取組を進めている状況にある。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成26年度：拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○免税対象品目の拡大（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。） ○免税手続の簡素化（購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。） <p>平成27年度：拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。 併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。 <p>平成28年度：拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を消費税免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。

平成 30 年度：拡充

- 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とする。
- 現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。

令和元年度：拡充

- 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。

令和 2 年度：拡充

- 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続きを行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。

令和 4 年度：拡充

- 免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、Visit Japan Web を活用した本人情報の確認を可能とする。

令和 6 年度：検討事項要望

- 出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和 7 年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁事業環境部金融課)

項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長		
税目	所得税 租税特別措置法第40条の3の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第14条の2		
要望の内容	<p>中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和7年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。</p> <p>中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、当該措置を延長すること。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。

このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置を延長することが必要。

今回 の要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。
	政策の達成目標 租税特別措置の適用又は延長期間	3年間延長すること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	令和3年度1件 令和4年度0件 令和5年度1件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
	前回要望時の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。 産業復興機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、企業の特性や経営課題に応じ、それぞれの企業に適した解決策を講じていく必要があることから、地域経済・地域金融の活性化のためには、本特例措置を含め、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境整備を継続的に行う必要。
これまでの要望経緯		平成25年度要望(新設) 平成28年度要望(拡充及び延長) 平成31年度要望(拡充及び延長) 令和4年度要望(拡充及び延長)

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課)

項目名	生命保険料控除制度の拡充						
税目	所得税						
要望の内容	<p>「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日　自由民主党・公明党）」において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置すること。</p> <p>(※) 令和6年度税制改正大綱【抜粋】 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">精査中 (一 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(一 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (一 百万円)	(改正増減収額)	(一 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (一 百万円)						
(改正増減収額)	(一 百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人生100年時代を迎える、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。</p> <p>こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。</p>						

今回 の要 望 へ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の 達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間 中の達成 目標	政策の達成目標と同じ
	有効 性	政策目標の 達成状況	—
		要望の 措置の 適用見込み	<p>約 4,000 万人^(※) (出典：国税庁「令和 4 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 4 年分申告所得税標本調査」) ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載</p>
	相当 性	要望の措置 の効果見込 み（手段とし ての有効性）	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
	妥 当 性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥当性	<p>国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,348 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額 2,289 万円に比べて 6 割程度に留まっている^(※)。</p>

		<p>このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考える。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」) ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載</p>																																																																																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※ (%))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成27年</th><th>平成28年</th><th>平成29年</th><th>平成30年</th><th>令和元年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td><td>74.3</td><td>74.0</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td></tr> <tr> <td>介護医療</td><td>41.8</td><td>47.5</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td></tr> <tr> <td>個人年金</td><td>16.7</td><td>17.1</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td></tr> <tr> <td>全体</td><td>76.6</td><td>76.5</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p> <p>(一人当たりの保険料控除額※ (万円))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成27年</th><th>平成28年</th><th>平成29年</th><th>平成30年</th><th>令和元年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td><td>4.2</td><td>4.1</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td></tr> <tr> <td>介護医療</td><td>2.8</td><td>2.9</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td></tr> <tr> <td>個人年金</td><td>4.5</td><td>4.4</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr> <tr> <td>全体</td><td>6.5</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p> <p>※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定</p>		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																																																				
一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1																																																																																				
介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1																																																																																				
個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5																																																																																				
全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5																																																																																				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																																																																				
一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7																																																																																				
介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2																																																																																				
個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																				
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8																																																																																				
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>																																																																																												
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。</p> <p>(※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問</th><th>回答</th><th>回答割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>9.4%</td></tr> <tr> <td></td><td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td><td>23.5%</td></tr> <tr> <td></td><td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td><td>24.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2024」)</p> <p>生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。</p>	質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	9.4%		新規加入・増額を前向きに検討したい	23.5%		新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	24.0%																																																																															
質問	回答	回答割合																																																																																										
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	9.4%																																																																																										
	新規加入・増額を前向きに検討したい	23.5%																																																																																										
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	24.0%																																																																																										
<p>前回要望時の達成目標</p> <p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p>																																																																																												

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理　　由	—
これまでの 要望経緯		<p>平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。</p> <p>本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされた。</p> <p>そのため、令和 7 年度要望においては、令和 6 年度税制改正大綱において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置することを要望することとした。</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省イノベーション・環境局研究開発課)

項目名	国立健康危機管理研究機構の創設に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税（租税特別措置法施行令第5条の3第10項第3号） 法人税（租税特別措置法施行令第27条の4第24項第3号）		
要望の内容	<p>国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律46号。以下「法」という。）により、令和7年4月1日に、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）を一体的に統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）を創設することとなったことを踏まえ、現行のNCGMに適用されている以下の税制上の措置について、JIHSについても講じられるよう要望する。</p> <p>研究開発税制 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（＝研究開発税制）のオープンイノベーション型における「研究開発型スタートアップ」（＝共同試験研究又は委託試験研究先）の要件の一つである「特定新事業開拓事業者」に出資する者にJIHSを加えることにより、JIHSから出資を受けた企業と共同研究を行った者又は出資を受けた企業に研究委託を行った者が法人税又は所得税の控除を受けられることとしたい。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一 百万円 (一 百万円) (一 百万円)	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 感染研とNCGMを一体的に統合することにより、JIHSを創設し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行い、内閣感染症危機管理統括庁や厚労省感染症対策部に科学的情見を提供すること等を通じ、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 JIHSは、情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発及び臨床機能の全てが世界トップレベルであり、世界の感染症対策を牽引する国内の「感染症総合サイエンスセンター」を目指しており、研究・開発の機能については、シーズ開発から非臨床試験、臨床試験までを戦略的かつ一気通貫に進めることができる体制とする。国内外の臨床試験のネットワークのハブになるためには、JIHSの研究開発成果を活用した研究やそれを支援する事業者と協力し、新たな感染症に対するワクチンや治療薬の開発等に繋げていく必要があるが、出資先の企業と共同研究又は委託研究を行った企業等が法人税や所得税の控除を受けられる措置を講じることで、JIHSがハブとなるネットワークにこれらの事業者が積極的に参入する効果が期待できる。</p>		

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		政策の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
	有 効 性	同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	相 当 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の措置を講じることにより、JHISにおいて、特に研究・開発機能強化し「感染症総合サイエンスセンター」として国内外のネットワークのハブとなり、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う機能を、効率的に実施することが可能となる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	JIHSは、感染研及びNCGMを統合することにより創設するものであるが、JIHS創設後も同様の税制上の措置を講じることによって、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等の機能の強化を図り、政府に科学的知見を提供すること等を通じ、我が国の研究開発投資を増加させていくという政策目的が果たされるので妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—